令和4年第6回(12月)上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提出課	ページ
議案第111号	上越市個人情報の保護に関する法律施行 条例の制定について		1
議案第112号	上越市個人情報の保護に関する法律の改 正に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について	総務管理課	2~5
議案第113号	職員の自己啓発等休業に関する条例の制 定について		6~7
議案第114号	職員の配偶者同行休業に関する条例の制 定について		8~10
議案第115号	職員の定年等に関する条例の一部改正等 について		11~84
議案第116号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部改正について	人事課	
議案第117号	特別職の職員の給与に関する条例の一部 改正について		85~90
議案第118号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件 及び職務に専念する義務の特例に関する 条例の一部改正について		
議案第119号	一般職の職員の給与に関する条例の一部 改正について		91~112

所管委員会			総務常任委員会
関	係 案	件	議案第111号
提	出	課	総務管理課

上越市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1 制定理由

個人情報の保護に関する法律が一部改正され、同法が個人情報保護に関する全国共通ルールとして地方公共団体に適用されることを受け、これまでの条例を廃止し、新たに同法の施行に関し必要な事項を定めるもの

2 主な規定内容

(1) 趣旨(第1条関係)

上越市自治基本条例第20条第2項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 開示請求に係る手数料 (第3条、別表関係)

自己情報の開示請求を行う際に納付しなければならない手数料の額は、次の表に 定めるとおりとする。ただし、写しの作成及び交付に特別の経費を要するとき並び に写しの送付に経費を要するときは、その実費額とする。

区分	手数料の額	
閲覧		無料
写しの交付	白黒	1枚につき10円
	カラー	1 枚につき 3 0 円

(3) 上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会への諮問(第4条関係) 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意 見を聴くことが特に必要であると認めるときは、上越市情報公開・個人情報保護制

(4) 運用状況の公表 (第5条関係)

度等審議会に諮問することができる。

市長は、毎年度、実施機関における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等並びに当該決定等に係る審査請求の状況について公表しなければならない。

(5) 附則

ア 現行の上越市個人情報保護条例(平成8年上越市条例第2号。以下「旧条例」 という。)は廃止する。(附則第2項関係)

イ 旧条例の廃止に伴い、旧条例に基づき知り得た個人情報について、この条例の施行後も引き続き守秘義務及び罰則を課するため、経過措置を設ける。(附則第3項、附則第5項から第10項まで関係)

3 施行期日

令和5年4月1日

所管委員会			総務常任委員会
関	係 案	件	議案第112号
提	出	課	総務管理課

上越市個人情報の保護に関する法律の改正に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について

1 制定理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正を受け、引用条項を整備するなど、関係する条例を一括で改正するもの

2 改正内容

- (1) 第1条の規定による上越市自治基本条例の一部改正 個人情報の保護及び手続等に関する根拠例規として、個人情報の保護に関する法 律を加える。(第20条関係)
- (2) 第2条の規定による上越市情報公開条例の一部改正
 - ア 国の情報公開制度及び当市の個人情報保護制度と整合を図るため、情報公開請求の公開決定までの日数の上限を30日に改める。(第11条関係)
 - イ 当市の個人情報保護制度と整合を図るため、これまで規則で定めていた情報公開請求に要する費用を手数料として、次の表のとおり定める。(第14条、別表関係)

Þ	手数料の額	
閲覧	無料	
写しの交付	白黒	1枚につき10円
	カラー	1 枚につき 3 0円

(3) 第3条の規定による上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の一部改正 ア 個人情報保護制度は、国の共通ルールに基づき実施されることから、審議会へ の諮問事項を整理する。(第2条関係)

イ その他文言を整備する。

(4) 第4条の規定による上越市都市公園条例等の一部改正 条文中に、廃止する「上越市個人情報保護条例」を引用している規定を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

3 施行期日

令和5年4月1日

- 4 上越市個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例による新旧対照表
 - (1) 第1条の規定による上越市自治基本条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 IE. 案 改 正 前 (個人情報保護) (個人情報保護) 第20条 略 第20条 略 2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の 2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の 自己に係る個人情報の開示請求等の手続等 自己に係る個人情報の開示請求等の手続等 については、個人情報の保護に関する法律 については、

(2) 第2条の規定による上越市情報公開条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案

(平成15年法律第57号)に定めるもの

(公開請求に対する決定等)

のほか、別に条例で定める。

- 第11条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求を受理した日から起算して30日以内に、当該情報の全部若しくは一部を公開する旨又は全部を公開しない旨(第9条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。)の決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。
- 2及び3 略

(手数料)

- 第14条 公文書の公開を受ける者は、別表 に定める手数料を納付しなければならない。ただし、写しの作成及び交付に特別の 経費を要するとき並びに写しの送付に経費 を要するときは、その実費額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、無料とすることができる。

別表 (第14条関係)

区分		手数料の額
閲覧		無料
写しの交付	白黒	1枚につき10円
	カラー	1枚につき30円

備考

- 1 写しの交付は、両面に複写され、 又は出力された用紙については、片 面を1枚として費用を算定する。
- 2 写しの交付は、日本産業規格A列 3番以下の大きさの用紙を用いるも のとするが、これを超える規格の用

改 正 前

別に条例で定める。

(公開請求に対する決定等)

- 第11条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求を受理した日から起算して14日以内に、当該情報の全部若しくは一部を公開する旨又は全部を公開しない旨(第9条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。)の決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。
- 2及び3 略

(費用負担)

- 第14条 情報の公開に係る手数料は、無料とする。
- 2 公文書(その複製を含む。)の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

改 正 案	改 正 前
紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。	
(追加)	

(3) 第3条の規定による上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の一部改正 (下線部分が改正箇所)

	(下線部分が改正箇所)
改 正 案	改 正 前
(所掌事項)	(所掌事項)
第2条 略	第2条 略
(1) 略	(1) 略
ア 上越市情報公開条例(平成8年上越	ア 上越市情報公開条例(平成8年上越
市条例第1号)に基づく情報公開制度	市条例第1号)に基づく情報公開制度
	イ 上越市個人情報保護条例(平成8年
	上越市条例第2号)に基づく個人情報
(削除)	<u>保護制度</u>
<u>イ</u> 上越市審議会等の会議の公開に関す	<u>ウ</u> 上越市審議会等の会議の公開に関す
る条例(平成16年上越市条例第1	る条例(平成16年上越市条例第1
号)に基づく審議会等の会議の公開制	号) に基づく審議会等の会議の公開制
度	度
(2) 上越市個人情報の保護に関する法律施	(2) 上越市個人情報保護条例
行条例(令和4年上越市条例第 号)	
<u>第4条</u> の規定による実施機関の諮問に応	の規定による実施機関の諮問に応
じて審議すること。	じて審議すること。
(3) 略	(3) 略
(4) 上越市議会個人情報の保護に関する条	
例(令和4年上越市条例第 号)第	
50条の規定による市議会の諮問に応じ	
<u>て審議すること。</u> (追加)	
2 略	2 略
(組織)	(組織)
第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから	第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから
市長が委嘱する9人 <u>以内</u> の委員をもって組	市長が委嘱する9人の委員をもって組
織する。	織する。

(4) 第4条の規定による上越市都市公園条例等の一部改正

(1)~(3) 略

(下線部分が改正箇所)

改正案	改 正 前
<第4条第22号関係>	<第4条第22号関係>
[2] 上越市オンブズパーソン条例	[12] 上越市オンブズパーソン条例
(意見の表明、勧告、提言等の内容の公	(意見の表明、勧告、提言等の内容の公

(1)~(3) 略

改 正 前

表)

第20条 略

- 2 オンブズパーソンは、前項の規定による 公表をするときは、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の趣旨 にのっとり、個人情報の保護について最大 限の配慮をしなければならない。
- < その他の改正(指定管理共通)> (個人情報の管理)
- 第○条 指定管理者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。

表)

第20条 略

- 2 オンブズパーソンは、前項の規定による 公表をするときは、上越市個人情報保護条 例(平成8年上越市条例第2号) の趣旨 にのっとり、個人情報の保護について最大 限の配慮をしなければならない。
- <その他の改正(指定管理共通)> (個人情報の管理)
- 第○条 指定管理者は、<u>上越市個人情報保護条例(平成8年上越市条例第2号)</u>に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。

所管委員会			総務常任委員会
関	係 案	件	議案第113号
提	出	課	人事課

職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

1 制定理由

職員に幅広い能力開発や国際協力の機会を提供するため、国や県に準じて、大学等 課程の履修又は国際貢献活動をすることができる休業制度を設けるもの

2 主な規定内容

(1) 自己啓発等休業の承認 (第2条関係)

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当 該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は 国際貢献活動のための休業をすることを承認することができる。

(2) 自己啓発等休業の期間(第3条関係)

地方公務員法第26条の5第1項の条例で定める期間(上限期間)は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年)、国際貢献活動のための休業にあっては3年とする。

(3) 大学等教育施設(第4条関係)

地方公務員法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- ア 学校教育法第83条に規定する大学(当該大学に置かれる専攻科及び大学院を 含む。)
- イ 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行 うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって 大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓 発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)
- ウ ア及びイに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)
- (4) 奉仕活動(第5条関係)

地方公務員法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- ア 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4 号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該 奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為(イにおいて 「準備行為」という。)を含む。)
- イ アに掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動(準備行為を含む。)のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの
- (5) 自己啓発等休業の期間の延長(第7条関係)
 - ア 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が(2)に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする事由及び期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

- イ 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を 除き、1回に限るものとする。
- ウ (1)の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。
- (6) 自己啓発等休業の承認の取消事由(第8条関係)

地方公務員法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- ア 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- イ 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。
- (7) 職務復帰後における号給の調整 (第10条関係)

自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあっては100分の100以下、それ以外のものにあっては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

(8) 退職手当の取扱い(第11条関係)

自己啓発等休業をした期間は、退職手当の計算の基礎となる勤続期間から全除算することとする。 (大学等における修学又は国際貢献活動の内容が、公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合等は休業期間の2分の1を除算)

3 施行期日

令和5年4月1日

所管委員会			総務常任委員会
関	係 案	件	議案第114号
提	出	課	人事課

職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

1 制定理由

国や県に準じて、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするため、配偶者 に同行することができる休業制度を設けるもの

2 主な規定内容

(1) 配偶者同行休業の承認 (第2条関係)

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めると きは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、 配偶者同行休業をすることを承認することができる。

- (2) 配偶者同行休業の期間(第3条関係) 地方公務員法第26条の6第1項の条例で定める期間(上限期間)は、3年と する。
- (3) 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由 (第4条関係) 地方公務員法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 ア 外国での勤務
 - イ 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において 行うもの
 - ウ 学校教育法による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。) であって外国に所在するものにおける修学
- (4) 配偶者同行休業の期間の延長(第6条関係)
 - ア 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が(2)の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする事由及び期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。
 - イ (1)の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。
- (5) 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情(第7条関係) 地方公務員法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業 の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の(3) アの外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延 長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。
- (6) 配偶者同行休業の承認の取消事由 (第8条関係)
 - 地方公務員法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 ア 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配 偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
 - イ 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、育児休業を承認することとなったこと。
 - ウ 配偶者同行休業をしている職員が、特別休暇(配偶者同行休業をしている職員 の出産の前後8週間を基本の期間として認められるものに限る。)を取得するこ

ととなったこと。

- (7) 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用 (第10条関係)
 - ア 任命権者は、(1)又は(4)の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができる。
 - (7) 申請期間を任用の期間の限度として行う任期を定めた採用(任期付職員の採用)
 - (4) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用(臨時職員の任用。ただし1年 以内)
 - イ 任命権者は、アの規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に 満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新する ことができる。
 - ウ 任命権者は、アの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。
- (8) 職務復帰後における号給の調整 (第11条関係)
 - ア 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡 上必要と認められるときは、当該休業期間を100分の50以下の換算率により 換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することがで きる。
 - イ 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、 他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、アの規定にかかわらず、 その者の号給を調整することができる。
- (9) 退職手当の取扱い(第12条関係)

配偶者同行休業をした期間は、退職手当の計算の基礎となる勤続期間から全除算することとする。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 職員の配偶者同行休業に関する条例附則第2項の規定による職員の育児休業等に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案

(育児休業をすることができない職員)

第2条 略

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第26条の6第7項又は育児 休業法第6条第1項の規定により任期を 定めて採用された職員

(2)~(4) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の 支給)

第7条 略

2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員

(育児休業をすることができない職員)

第2条 略

(1)

育児

<u>休業法</u>第6条第1項の規定により任期を 定めて採用された職員

(2)~(4) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の 支給)

第7条 略

2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員

(地方公務員法

第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。次条において同じ。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 略

- (1) 地方公務員法第26条の6第7項又は 育児休業法第6条第1項の規定により任 期を定めて採用された職員
- (2) 略

改 正 前

(地方公務員法<u>(昭和25年法律第261</u> 号)第22条の2第1項に規定する会計年 度任用職員を除く。次条において同じ。) のうち、基準日以前6月以内の期間におい て勤務した期間がある職員には、当該基準 日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 略

(1)

育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 略

所	管 委 員	会	総務常任委員会
関	係 案	件	議案第115号
提	出	課	人事課

職員の定年等に関する条例の一部改正等について

1 改正理由

地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年度から職員の定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げるほか、定年引上げに伴う役職定年制の導入や給与、退職手当の取扱いなどについて、関連する条例を一括して整備するもの

2 主な改正内容

- (1) 第1条の規定による職員の定年等に関する条例の改正内容
 - ア 令和13年度からの定年を65歳とし、それまでの間、2年に1歳ずつ段階的 に引き上げる経過措置を整備する。(第3条、附則第3項関係)

年度	令和5年度	令和7年度	令和9年度	令和11年度	令和13年度
定年	6 1 歳	6 2 歳	63歳	6 4 歳	6 5 歳

- イ 管理監督職は、一般職の職員の給与に関する条例第9条に規定する職(管理職 手当の支給を受ける職)とするほか、管理監督職勤務上限年齢を60歳とする規 定(以下「管理監督職勤務上限年齢制」という。)を整備する。なお、当該職を 占める職員については、上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4月1日までの間に非管理監督職への降任等を行うものとする。(第6条一第 11条関係)
- ウ 任命権者は、60歳に達した日以後、定年退職日までに退職した職員を定年退職日まで短時間勤務の職に採用することができる。(第12条、第13条関係)
- エ 任命権者は、職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に、60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、60歳に達する日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。(附則第4項関係)
- (2) 第2条の規定による職員の退職手当に関する条例の改正内容
 - ア 勧奨退職に関する規定を削除し、早期退職希望者の募集に関する規定を整備する。(第6条の2、第11条の2関係)
 - イ 60歳に達した日以後、退職した者に対する退職手当の基本額は、当分の間、 定年退職と同様に算定する規定を整備する。(附則第15条、附則第16条関係)
 - ウ 定年引上げに伴う給料月額の改定は、退職手当の基本額の計算方法の特例の適 用対象とする規定を整備する。(附則第18条関係)
 - エ 雇用保険法及び職業安定法の一部改正に伴い、引用条項を整備するほか、所要 の改正を行う。(第13条第4項及び第11項、附則第28条関係)
- (3) 第3条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の改正内容
 - ア 55歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員は、原則、昇給 停止とする。(第4条第6項関係)
 - イ 管理職手当の額を職務の級における最高の号給の給料月額の「100分の18 の範囲内」から「100分の25の範囲内」に改める。(第9条関係)

- ウ 職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額は、当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(以下「給料月額7割措置」という。)とする。(附則第17項関係)
- エ 管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた職員の給料月額については、 降任前の給料月額に100分の70を乗じて得た額に相当する額とする。(附則 第19項関係)
- オ 職務の級に応じた職務の内容を整理する。(別表第4関係)
- (4) 第4条の規定による職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正内容 減給の発令の日に受ける給料月額の10分の1以下に相当する額が、現に受ける 給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。 (第3条関係)
- (5) 第5条の規定による職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正内容 ア 降給の事由並びに降給の手続及び効果に関する規定を整備する。(第2条-第 4条、第6条関係)
 - イ 降給の種類に給料月額7割措置を規定する。(附則第4項関係)
- (6) 第6条の規定による職員の育児休業等に関する条例の改正内容 育児休業をすることができない職員及び育児短時間勤務をすることができない職 員に、職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長 された管理監督職を占める職員を加える。(第2条、第10条関係)
- (7) 第11条の規定による職員の高齢者部分休業に関する条例の改正内容 令和13年度からの高齢者部分休業の申請開始年齢を「55歳」から「60歳」 に改め、定年の引上げに合わせて、同年齢を段階的に引き上げる経過措置を整備す る。(第2条、附則第2項関係)
- (8) 第6条から第10条まで及び第12条の規定による職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、一般職の任期付職員の採用に関する条例、上越市オンブズパーソン条例及び上越市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正内容

地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を整備するほか、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるなど、文言を整備する。

- (9) 第13条の規定による職員の再任用に関する条例の廃止内容 定年の引上げに伴い、現行の再任用制度は廃止する。なお、定年の段階的引上げ 期間においては、現行と同様に再任用することができる制度を暫定的に措置するた めの規定を整備する。(改正附則第3条一第6条関係)
- 10 その他文言を整理するとともに、必要な経過措置を整備する。
- 3 施行期日
 - (1) 2(2)エの改正 公布の日
 - (2) 2(3)ア及びイの改正 令和6年4月1日
 - (3) その他の改正 令和5年4月1日
- 4 参考資料

職員の定年引上げ制度の概要について 別紙のとおり

- 5 職員の定年等に関する条例等改正案新旧対照表
 - (1) 第1条の規定による職員の定年等に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案 改 正 前 目次 第1章 総則(第1条) 第2章 定年制度(第2条—第5条) 第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6 条一第11条) 第4章 定年前再任用短時間勤務制(第 12条・第13条) 第5章 雑則(第14条) 附則 (追加) (追加) <u>第1章 総則</u> (趣旨) (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和 25年法律第261号。以下「法」とい 25年法律第261号 う。)第22条の4第1項及び第2項、第 ____) 第28条の2第1項から第3項まで 22条の5第1項、第28条の2、第28 及び第28条の3 条の5、第28条の6第1項から第3項ま の規定に基づき、職 で並びに第28条の7の規定に基づき、職 員の定年等に関し必要な事項を定めるもの 員の定年等に関し必要な事項を定めるもの とする。 とする。 第2章 定年制度 (追加) (定年) (定年) 第3条 職員の定年は、年齢65年とする。 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。 ただし、医師の定年は、年齢70年と___ ただし、医師の定年は年齢70年 と、歯 する。 科医師の定年は年齢65年とする。 (定年による退職の特例) (定年による退職の特例) 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第 2条の規定により退職すべきこととなる場 2条の規定により退職すべきこととなる場 合において、次に掲げる事由がある 合において、次の各号のいずれかに該当す __と認めるときは、同条の規定にかかわら ると認めるときは、その職員に係る ず、当該職員に係る定年退職日の翌日から _____定年退職日の翌日から 起算して1年を超えない範囲内で期限を定 起算して1年を超えない範囲内で期限を定 め、当該職員を当該定年退職日において従 め、その職員を当該職務 事している職務に従事させるため、引き続 に従事させるため引き続い き勤務させることができる。ただし、第9 て勤務させることができる。 条第1項又は第2項の規定により異動期間 (同条第1項に規定する異動期間をいう。 以下この項及び次項において同じ。) (同 条第1項又は第2項の規定により延長され た異動期間を含む。) を延長した職員であ って、定年退職日において管理監督職(第 6条に規定する職をいう。以下この条及び

改 正 前

次章において同じ。)を占めている職員に ついては、当該期限は、当該職員が占めて いる管理監督職に係る異動期間の末日の翌 日から起算して3年を超えることができな い。 (追加)

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員</u>の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務 条件に特殊性があるため、<u>当該職員</u>の退 職による欠員を容易に<u>補充することがで</u> きず公務の運営に著しい支障が生ずるこ と。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u>
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きある」と認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を 引き続き 勤務させる場合又は前項の規定 により期限を延長する場合には、当該職員 の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする

5 略

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験 を必要とするものであるため、<u>その職員</u> の退職により

____公務の運営に著しい支障 が生ずるとき。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務 条件に特殊性があるため、<u>その職員</u>の退 職による欠員を容易に<u>補充することがで</u> きないとき
- (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u>
- 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由 が引き続き存すると認めるときは、 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日

_____の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を 引き続いて勤務させる場合又は前項の規定 により期限を延長する場合には、当該職員 の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は

 $_$ 、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった。と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

改 正 前

第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (追加)

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる 管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条 例で定める職は、一般職の職員の給与に関 する条例(昭和46年上越市条例第75 号)第9条第1項に規定する職(医師及び 歯科医師が占める職を除く。)とする。

(追加)

(管理監督職勤務上限年齢)

- 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 (追加) (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)
- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項 に規定する他の職への降任等(以下この章 において「他の職への降任等」という。) を行うに当たっては、法第13条、第15 条、第23条の3、第27条第1項及び第 56条に定めるもののほか、次に掲げる基 準を遵守しなければならない。
 - (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任 (降給を伴う転任に限る。)(以下この 条において「降任等」という。)をしよ うとする職の属する職制上の段階の標準 的な職に係る法第15条の2第1項第5 号に規定する標準職務遂行能力及び当該 降任等をしようとする職についての適性 を有すると認められる職に、降任等をす ること。
 - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職 勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える 管理監督職のうちできる限り上位の職制 上の段階に属する職に、降任等をすること。
 - (3) 当該職員の他の職への降任等をする際 に、当該職員が占めていた管理監督職が 属する職制上の段階より上位の職制上の 段階に属する管理監督職を占める職員 (以下この号において「上位職職員」と

改 正 前

いう。)の他の職への降任等もする場合 には、第1号に掲げる基準に従った上で の状況その他の事情を考慮してやむを得 ないと認められる場合を除き、上位職職 員の降任等をした職が属する職制上の段 階と同じ職制上の段階又は当該職制上の 段階より下位の職制上の段階に属する職 に、降任等をすること。 (追加) (管理監督職効務上限年齢による降任等及 び管理監督職への任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。
 - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験 を必要とするものであるため、当該職員 の他の職への降任等により生ずる欠員を 容易に補充することができず公務の運営 に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務 条件に特殊性があるため、当該職員の他 の職への降任等による欠員を容易に補充 することができず公務の運営に著しい支 障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる

事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。 (追加)

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項又は第2 項の規定により異動期間を延長する場合に は、あらかじめ職員の同意を得なければな らない。 (追加)

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により 異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延 長の事由が消滅したときは、他の職への降 任等をするものとする。 (追加)

> 第4章 定年前再任用短時間勤務制 (追加)

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した 日以後に退職(臨時的に任用される職員そ の他の法律により任期を定めて任用される 職員及び非常勤職員が退職する場合を除 く。)をした者(以下この条及び次条にお いて「年齢60年以上退職者」という。) を、従前の勤務実績その他の規則で定める 情報に基づく選考により、短時間勤務の職 (当該職を占める職員の1週間当たりの通 常の勤務時間が、常時勤務を要する職でそ の職務が当該短時間勤務の職と同種の職を 占める職員の1週間当たりの通常の勤務時 間に比し短い時間である職をいう。以下こ の条及び次条において同じ。) に採用する ことができる。ただし、年齢60年以上退 職者がその者を採用しようとする短時間勤 務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤 務の職を占める職員が、常時勤務を要する

改 正 前

職でその職務が当該短時間勤務の職と同種 の職を占めているものとした場合における 定年退職日をいう。)を経過した者である ときは、この限りでない。 (追加)

- 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の地方公共団体の組合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。
- 2前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。(追加)第5章 雑則(追加)

(雑則)

第14条この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。(追加)附則

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月 31日までの間における第3条の規定(職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年上越市条例第号。次項において「令和4年改正条例」という。)第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。)の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和	6 1 年
7年3月31日まで	
令和7年4月1日から令和	62年
9年3月31日まで	
令和9年4月1日から令和	63年
11年3月31日まで	
令和11年4月1日から令	64年
和13年3月31日まで	

(追加)

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に 任用される職員その他の法律により任期を

改 正 前

定めて任用される職員、非常勤職員及び令 和4年改正条例第1条の規定による改正 前の第3条ただし書に規定する職員を除 く。以下この項において同じ。)が年齢 60年に達する日の属する年度の前年度 (以下この項において「情報の提供及び勤 務の意思の確認を行うべき年度」とい う。) (情報の提供及び勤務の意思の確認 を行うべき年度に職員でなかった者で、当 該情報の提供及び勤務の意思の確認を行う べき年度の末日後に採用された職員(異動 等により情報の提供及び勤務の意思の確認 <u>を行うべき年度の末日を経過することとな</u> った職員(以下この項において「末日経過 職員」という。)を除く。)にあっては、 当該職員が採用された日から同日の属する 年度の末日までの期間、末日経過職員にあ っては、当該職員の異動等の日が属する年 度(当該日が年度の初日である場合は、当 該年度の前年度)) において、当該職員に 対し、当該職員が年齢60年に達する日以 後に適用される任用及び給与に関する措置 の内容その他の必要な情報を提供するもの とするとともに、同日の翌日以後における 勤務の意思を確認するよう努めるものとす (追加)

(2) 第2条の規定による職員の退職手当に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

前

改正案

目次

改

目次

第2章 一般の退職手当(第2条の4一<u>第</u> 11条の2)

(適用範囲)

第2条 この条例の規定による退職手当は、 上越市の歳出予算によって給料が支給される者で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属するもの(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。)で常時勤務に服することを 第2章 一般の退職手当(第2条の4<u>第</u> 11条)

īF.

(適用範囲)

第2条 この条例の規定による退職手当は、 上越市の歳出予算によって給料が支給され る者で地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第3条第2項に規定する一般職 に属するもの(地方公営企業等の労働関係 に関する法律(昭和27年法律第289 号)第3条第4号の職員及び地方公務員法 第57条に規定する単純な労務に雇用され る者を除く。)で常時勤務に服することを

要するもの(

改 正 前

_____以下「職員」という。) が退職し

_____以下「職員」という。) が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族) に支給する。

2 常時勤務に服することを要しない者のう ち、職員について定められている勤務時間 以上勤務した日(法令又は条例若しくはこ れに基づく規則により、勤務を要しないこ ととされ、又は休暇を与えられた日を含 む。第13条第2項において「勤務日数」 <u>という。</u>)が18日<u>(1月間の日数(上越</u> 市の休日を定める条例(平成元年上越市条 例第29号)第2条第1項各号に掲げる日 の日数は、算入しない。)が20日に満た ない日数の場合にあっては、18日から 20日と当該日数との差に相当する日数を 減じた日数。第13条第2項において「職 員みなし日数」という。)以上ある月が引 き続いて12月を超えるものに至ったもの で、その超えるに至った日以後引き続き当 該勤務時間により勤務することとされてい るものは、職員とみなして、この条例(第 4条中11年以上25年未満の期間勤続し た者の通勤による負傷又は病気(以下「傷 病」という。)による退職及び死亡による 退職に係る部分以外の部分並びに第5条中 公務上の傷病又は死亡による退職に係る部 分並びに25年以上勤務した者の通勤によ る傷病による退職及び死亡による退職に係 る部分以外の部分を除く。)の規定を適用 する。ただし、地方公務員法第22条の2 第1項第1号に掲げる職員については、こ の限りでない。

(自己の都合による退職等の場合の退職手 当の基本額)

第3条 略

2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第2項及び第5条において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第11

要するもの(同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項 若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2	常	時勤	助務	に服	する	2 ک	: を	要	した	よい	者	0)	う
	ち、	職員	員に	つい	て定	めら	られ	て	いる	勤	務	時	間
	以上	勤剤	务し	た日	(法	令又	ては	条	例者	きし	<	は	۲
	れに	基~	づく	規則	によ	り、	勤	務	を要	更し	な	<i>\</i> \	۲
	とと	され	h.	又后	は休日	段を	与;	えら	られ	た	日	を	含
	む												

。)	が18	8 目	
			以上ある月が

き続いて12月を超えるものに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされて第4条中11年以上25年未満の期間勤続「名4条中11年以上25年未満の期間勤続「た者の通勤による負傷又は病気(以下による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、こ

(自己の都合による退職等の場合の退職手 当の基本額)

第3条 略

の限りでない。

2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年 金保険法(昭和29年法律第115号)第 47条第2項に規定する障害等級に該当す る程度の障害の状態にある傷病とする。以 下この項、次条第2項及び第5条において 同じ。)又は死亡によらず

条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第4条 <u>11年以上25年未満の期間勤続して退職した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u>
 - (1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
 - (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
 - (3) その者の事情によらないで引き続いて 勤続することを困難とする理由により退 職した者で任命権者が市長の承認を得た もの
 - (4) 第11条の2第11項に規定する認定 (同条第1項第1号に係るものに限 る。)を受けて同条第16項第3号に規 定する退職すべき期日に退職した者
- 2. 略
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当 該区分に応じた割合は、次のとおりとす る。
 - (1) 1年以上10年以下の期間について

一、その者の都合により退職した者(第 15条第1項各号に掲げる者及び傷病によ らず、地方公務員法第28条第1項第1号 から第3号までの規定による免職の処分を 受けて退職した者を含む。以下この項及び 第7条の4第4項において「自己都合等退 職者」という。)に対する退職手当の基本 額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げ る者に該当するときは、前項の規定にかか わらず、同項の規定により計算した額に当 該各号に定める割合を乗じて得た額とす る。

(1)~(3) 略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職 等の場合の退職手当の基本額)

- 第4条 11年以上25年未満の期間勤続し て退職した者(地方公務員法第28条の2 第1項の規定により退職した者(同法第 28条の3第1項の期限又は同条第2項の 規定により延長された期限の到来により退 職した者を含む。) 若しくはこれに準ずる 他の法令の規定により退職した者、法律の 規定に基づく任期を終えて退職した者又は その者の非違によることなく勧奨を受けて 退職した者であって任命権者が市長の承認 を得たものに限る。) に対する退職手当の 基本額は、退職の日におけるその者の給料 月額(以下「退職日給料月額」という。) に、その者の勤続期間を次の各号に区分し て、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額 の合計額とする。
 - (1)1年以上10年以下の期間について、1年につき100分の125
 - (2)11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - (3)16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- 2 略

改 正 前

は、1年につき100分の125

- (2) 11年以上15年以下の期間について は、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間について は、1年につき100分の200

(追加)

<u>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の</u> 退職手当の基本額)

- 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第 28条の6第1項の規定により退職した 者(同法第28条の7第1項の期限又は 同条第2項の規定により延長された期限 の到来により退職した者を含む。)又は これに準ずる他の法令の規定により退職 した者
 - (2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長と協議して定めるもの
 - (3) 第11条の2第11項に規定する認定 (同条第1項第2号に係るものに限 る。)を受けて同条第16項第3号に規 定する退職すべき期日に退職した者
 - (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した 者
 - (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づ く任期を終えて退職した者
 - (6) 25年以上勤続し、その者の事情によ らないで引き続いて勤続することを困難 とする理由により退職した者で任命権者 が市長の承認を得たもの
 - (7) 25年以上勤続し、第11条の2第 11項に規定する認定(同条第1項第1 号に係るものに限る。)を受けて同条第 16項第3号に規定する退職すべき期日 に退職した者
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者 で、通勤による傷病により退職し、死亡に より退職し、又は定年に達した日以後その 者の非違によることなく退職した者(同項

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第5条 職制若しくは定数の改廃又は予算の 減少により過員若しくは廃職を生ずること により退職した者であって任命権者が市長 と協議して定めるもの、公務上の傷病又は 死亡により退職した者又は25年以上勤続 して退職した者(地方公務員法第28条の 2第1項の規定により退職した者(同法第 28条の3第1項の期限又は同条第2項の 規定により延長された期限の到来により退 職した者を含む。) 若しくはこれに準ずる 他の法令の規定により退職した者、法律の 規定に基づく任期を終えて退職した者又は その者の非違によることなく勧奨を受けて 退職した者であって任命権者が市長の承認 を得たものに限る。) に対する退職手当の 基本額は、退職日給料月額に、その者の勤 続期間を次の各号に区分して、当該各号に 掲げる割合を乗じて得た額の合計額とす
 - (1) 1年以上10年以下の期間について は、1年につき100分の150
 - (2) 11年以上25年以下の期間について は、1年につき100分の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間について は、1年につき100分の180
 - (4) 35年以上の期間については、1年に つき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者 で、通勤による傷病により退職し、死亡に より退職し、又は定年に達した日以後その 者の非違によることなく退職した者(前項

の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当 該区分に応じた割合は、次のとおりとす る。
 - (1) 1年以上10年以下の期間について は、1年につき100分の150
 - (2) 11年以上25年以下の期間について は、1年につき100分の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間について は、1年につき100分の180
 - (4)35年以上の期間については、1年につき100分の105(追加)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3第4条第1項第4号及び第5条第5条の3第5条第1項に規定する者第1項(第1号及び第5号を除く。) に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づくをする者でする者任期を終えて退職した者を除く。) のう

ち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替	読み替え	読み替える字句
える規	られる字	
定	句	
第4条	退職日給	退職日給料月額及び退職日
第1項	料月額	給料月額に退職の日におい
及び第		て定められているその者に
5条第		係る定年と退職の日におけ
1項		るその者の年齢との差に相
		当する年数1年につき
		100分の3(退職の日に
		おいて定められているその
		者に係る定年と退職の日に
		おけるその者の年齢との差
		に相当する年数が1年であ
		る職員にあっては、100

改 正 前

の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第 5 条 の 3 第 5 条 第 1 頃に規定する者 (2 5 年以上勤続し、法律の規定に基づく 任期を終えて退職した者を除く。) のうち、定年に達する日から 6 月前までに退職した者であって、その勤続期間が 2 5 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項 及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替	読み替え	読み替える字句
える規	られる字	
定	句	
第5条	退職日給	退職日給料月額及び退職日
第1項	料月額	給料月額に退職の日におい
		て定められているその者に
		係る定年と退職の日におけ
		るその者の年齢との差に相
		当する年数1年につき
		100分の2
	える規 定 <u>第5条</u>	える規 定 句 <u>第5条</u> 退職日給

	改	正	茅	È					改	正		前			
		分の 2	<u>)</u> を	乗じて	て得た額	[の						を乗し	じて彳	导た額	頁の
		合計額								合計額	Ę				
第5条	及び特定	並びに	特定	減額前		額	第	55条	及び特定	並びに	_特	定減額	頁前絹	洽料月	額
の2第	減額前給	及び特	定減	額前約	合料月額	に	T)	2第	減額前給	及び集	宇定	減額前		斗月額	到に
1項第	料月額	退職の	日に	おいて	て定めら	れ	1	項第	料月額	退職の	日	におり	いて気	主めら	かれ
1号		ている	その	者に依	系る定年	٤ ا	1	号		ている	うそ	の者に	に係る	る定年	ミと
		退職の	日に	おける	るその者	の				退職の	日	におり	ナるさ	その者	fの
		年齢と	の差	に相当	当する年	数				年齢と	: の	差にホ	目当~	する年	三数
		1年に	つき	1 0	0分の	3				1年に	2 1) き <u>1</u>	0 0	分の	2
		(退職	の日	におり	ヽて定め	5									
		れてい	るそ	の者に	に係る定	年									
		と退職	の日	におり	けるその	者									
		の年齢	との	差にホ	目当する	年									
		数が 1	年で	ある罪	競員にあ	0									
		ては、	1 0	0分0	<u> 22)</u> を	乗				-				<u></u> を	: 乗
		じて得	た額	の合計	額					じて得	また	額の合	計都	頁	
第5条	退職日給	退職日	給料	月額及	及び退職	目	第	55条	退職日給	退職日	給	料月客	頁及で	び退職	3日 #
の2第	料月額	給料月	額に	退職の	り目にお	(1)	0)	2第	料月額	給料月	額	に退職	銭のト	目にお	361
1項第	に、	て定め	られ	ている	るその者	に	1	項第	に、	て定め	らら	れてい	いるこ	その者	分に
2 号		係る定	年と	退職の	り日にお	け	2	号		係る気	至年	と退職	銭のト	目にお	3け
		るその	者の	年齢と	この差に	.相				るその)者	の年歯	令との	の差に	1相
		当する	5年	数 1	年につ	き				当す	るな	手数:	1 年	につ	き
		1 0 0	分の	3 (i	退職の日	に				1 0 0)分	の2			
		おいて	定め	られて	ているそ	(D)				-					
		者に係	る定	年と辻	退職の日	に				-					
		おける	その	者の年	F齢との	差									
		に相当	する	年数が	51年で	あ									
		る職員	にあ	ってに	t, 10	0									
				乗じて	て得た額	[の						を乗し	じて行	导た額	頁の
		合計額	に、							合計額	に	`			
(略)							((略)							

(退職の理由の記録)

第6条の2 任命権者は、第4条第1項第3 号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退 職の理由について、規則で定めるところに より、記録を作成しなければならない。

第7条の3 略

読み替	読み替え	読み替える字句
える規	られる字	
定	句	
第7条	(略)	
	退職日給	退職日給料月額及び退職日
	料月額	給料月額に退職の日におい
		て定められているその者に

(勧奨の要件)

第6条の2 勧奨を受けて退職した者に係る 当該勧奨は、その事実について、規則で定 めるところにより、記録が作成されたもの でなければならない。

第7条の3 略

読み替読み替え		読み替え	読み替える字句
	える規	られる字	
	定	句	
	第7条	(略)	
		退職日給	退職日給料月額及び退職日
		料月額	給料月額に退職の日におい
			て定められているその者に

			T					
1	改	正案		1	改	正	前	
		係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当 する 年数 1 年につき				るそのネ	者の年齢	の日におけ との差に相 年 に つ き
		100分の3(退職の日に おいて定められているその				1002		+10 70
		者に係る定年と退職の日に おけるその者の年齢との差 に相当する年数が1年であ						
		る職員にあっては、100 分の2) を乗じて得た額の					を乗じ	て得た額の
	(略)	合計額			(略)	合計額		
(略)	(847			(略)	("47)			
第7条 の2第 1号		特定減額前給料月額及び特 定減額前給料月額に退職の 日において定められている		第7条 の2第 1号		定減額i 日におい	前給料月	月額及び特 額に退職の られている
		その者に係る定年と退職の 日におけるその者の年齢と の差に相当する年数1年に つき100分の3(退職の				日におい の差に ^材	するその	年と退職の 者の年齢と 年数1年に 2
		日において定められている その者に係る定年と退職の 日におけるその者の年齢と						
		の差に相当する年数が1年 である職員にあっては、 100分の2) を乗じて得				土 塩石 の /		を乗じて得
第7条	特定減額	た額の合計額 特定減額前給料月額及び特		第7条	特定減額	た額の合		月額及び特
の2第		定減額前給料月額に退職の		の2第				額に退職の
2号	額	日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との第2年とよるにおけることにおけることにおけることにおります。		2号	額	その者! 日にお!	こ係る定っ するその:	られている 年と退職の 者の年齢と
		の差に相当する年数1年に つき100分の3(退職の 日において定められている					^独 ヨッな [。] 0 0 分の	年数1年に <u>2</u>
		その者に係る定年と退職の 日におけるその者の年齢と の差に相当する年数が1年						
		である職員にあっては、100分の2) を乗じて得た額の合計額				 た額のd		を乗じて得
	(略)				(略)			
		並びに退職日給料月額及び						料月額及び
	日給料月	退職日給料月額に退職の日			日給料月	退職日約	合料月額に	こ退職の日

改 正 案 額 において定められているそ の者に係る定年と退職の日 におけるその者の年齢との 差に相当する年数1年につ き100分の3(退職の日 において定められているそ の者に係る定年と退職の日 におけるその者の年齢との 差に相当する年数が1年で ある職員にあっては、 100分の2)を乗じて得 た額の合計額 (略)

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の 調整額は、その者の基礎在職期間(第5条 の2第2項に規定する在職期間をいう。以 下同じ。)の初日の属する月からその者の 基礎在職期間の末日の属する月までの各月 (地方公務員法第27条及び第28条の規 定による休職(公務上の傷病による休職、 通勤による傷病による休職及び職員を地方 住宅供給公社法(昭和40年法律第124 号) に規定する地方住宅供給公社、地方道 路公社法(昭和45年法律第82号)に規 定する地方道路公社若しくは公有地の拡大 の推進に関する法律(昭和47年法律第 66号)に規定する土地開発公社(以下 「地方公社」という。) 又は国家公務員退 職手当法施行令(昭和28年政令第215 号。以下「施行令」という。)第6条に規 定する法人(退職手当(これに相当する給 与を含む。) に関する規程において、職員 が地方公社又はその法人の業務に従事する ために休職され、引き続いて地方公社又は その法人に使用される者となった場合にお けるその者の在職期間の計算については、 地方公社又はその法人に使用される者とし ての在職期間はなかったものとすることと 定めているものに限る。以下「休職指定法 人」という。) の業務に従事させるための 休職を除く。)、地方公務員法第29条の 規定による停職その他これらに準ずる事由 により現実に職務に従事することを要しな

 改 正 前

 額
 において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2

 を乗じて得た額の合計額

 (略)

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の 調整額は、その者の基礎在職期間(第5条 の2第2項に規定する在職期間をいう。以 下同じ。)の初日の属する月からその者の 基礎在職期間の末日の属する月までの各月 (地方公務員法 第28条の規 定による休職(公務上の傷病による休職、 通勤による傷病による休職及び職員を地方 住宅供給公社法(昭和40年法律第124 号) に規定する地方住宅供給公社、地方道 路公社法(昭和45年法律第82号)に規 定する地方道路公社若しくは公有地の拡大 の推進に関する法律(昭和47年法律第 66号)に規定する土地開発公社(以下 「地方公社」という。) 又は国家公務員退 職手当法施行令(昭和28年政令第215 号。以下「施行令」という。)第6条に規 定する法人(退職手当(これに相当する給 与を含む。) に関する規程において、職員 が地方公社又はその法人の業務に従事する ために休職され、引き続いて地方公社又は その法人に使用される者となった場合にお けるその者の在職期間の計算については、 地方公社又はその法人に使用される者とし ての在職期間はなかったものとすることと 定めているものに限る。以下「休職指定法 人」という。) の業務に従事させるための 休職を除く。)、地方公務員法第29条の 規定による停職その他これらに準ずる事由 により現実に職務に従事することを要しな

改 正 案

い期間のある月(現実に職務に従事するこ とを要する日のあった月を除く。第8条第 4項において「休職月等」という。)のう ち規則で定めるものを除く。) ごとに当該 各月にその者が属していた次の各号に掲げ る職員の区分に応じて当該各号に定める額 (以下この項及び第5項において「調整月 額」という。) のうちその額が最も多いも のから順次その順位を付し、その第1順位 から第60順位までの調整月額(当該各月 の月数が60月に満たない場合には、当該 各月の調整月額)を合計した額とする。

 $(1)\sim(7)$ 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募 集等)

- 第11条の2 任命権者は、定年前に退職す る意思を有する職員の募集であって、次に 掲げるものを行うことができる。
 - (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ること を目的とし、定年から20年を減じた年 齢以上の年齢である職員を対象として行 <u>う募集</u>
 - (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑 に実施することを目的とし、当該職制又 は勤務公署に属する職員を対象として行 う募集
- 2 任命権者は、前項の規定による募集(以 下この条において「募集」という。)を行 うに当たっては、当該募集に関し次に掲げ る必要な事項を記載した要項(以下この条 において「募集実施要項」という。)を当 該募集の対象となるべき職員に周知しなけ ればならない。
 - (1) 前項各号の別
 - (2) 第11項の規定により認定を受けた場 合に退職すべき期日又は期間
 - (3) 募集をする人数
 - (4) 募集の期間
 - (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
 - (6) 募集実施要項の内容を周知させるため の説明会を開催する予定があるときは、 その旨
 - (7) 第9項の規定による応募(以下この条 において「応募」という。) 又は応募の

改 īF 前

い期間のある月(現実に職務に従事するこ とを要する日のあった月を除く。以下「休 職月等 」という。)のう ち規則で定めるものを除く。) ごとに当該 各月にその者が属していた次の各号に掲げ る職員の区分に応じて当該各号に定める額 (以下」「調整月額

」という。)のうちその額が最も多いも のから順次その順位を付し、その第1順位 から第60順位までの調整月額(当該各月 の月数が60月に満たない場合には、当該 各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)~(7) 略

改 正 前

取下げに係る手続

- (8) 第12項の規定による通知の予定時期
- (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が 満了するものとするときは、その旨及び 同項に規定する応募上限数
- <u>(10)</u> 募集に関する問合せを受けるための連 <u>絡先</u>
- (11) その他規則で定める事項
- 3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号 に掲げる職員を記載するときは、当該職員 の範囲に含まれる職員の数が募集をする人 数に1を加えた人数以上となるようにしな ければならない。ただし、第1項第2号に 掲げる募集を行う場合は、この限りでな い。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間 を記載するときは、その開始及び終了の年 月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため 必要があると認めるときは、募集の期間を 延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の 終了の年月日時が到来するまでに応募をし た職員の数が募集をする人数以上の一定数 (以下この項において「応募上限数」とい う。)に達した時点で募集の期間は満了す るものとする旨及び応募上限数を記載して いる場合には、応募をした職員の数が応募 上限数に達した時点で募集の期間は満了す るものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の

改 正 前

取下げを行うことができる。

- (1) 第2条第2項の規定により職員とみな される者
- (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
- (3) 第2項に規定する退職すべき期日又は 同項に規定する退職すべき期間の末日が 到来するまでに定年に達する者
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者若しくは募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下 げは職員の自発的な意思に委ねられるもの であって、任命権者は職員に対しこれらを 強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
 - (1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定 に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第 29条の規定による懲戒処分又はこれに 準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受ける べき行為(在職期間中の応募者の非違に 当たる行為であって、その非違の内容及 び程度に照らして当該処分に値すること

改 正 前

が明らかなものをいう。)をしたことを 疑うに足りる相当な理由がある場合その 他応募者に対し認定を行うことが公務に 対する信頼を確保する上で支障を生ずる と認める場合

- (4) 応募者を引き続き職務に従事させるこ とが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するため に特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨 の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定 めるところにより、その旨(認定をしない 旨の決定をした場合においてはその理由を 含む。)を応募者に書面により通知するも のとする。
- 13 任命権者が募集実施要項において退職 すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの 日から退職すべき期日を定め、規則で定め るところにより、前項の規定により認定を した旨を通知した応募者に当該期日を書面 により通知するものとする。
- 14 任命権者は、認定を行った後に生じた 事情に鑑み、認定を受けた職員(以下この 項及び次項において「認定応募者」とい う。)が第16項第3号に規定する退職す べき期日(以下この項及び次項において 「退職すべき期日」という。)に退職する ことにより公務の能率的運営の確保に著し い支障を及ぼすこととなると認める場合に おいて、当該認定応募者にその旨及びその 理由を明示し、規則で定めるところによ り、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げに ついて当該認定応募者の書面による同意を 得たときは、公務の能率的運営を確保する ために必要な限度で、退職すべき期日を繰 り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合は、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定を受けた応募者が次の各号のいず

改 正 前

れかに該当するときは、認定はその効力を 失う。

- (1) 第15条第1項各号のいずれかに該当 するに至ったとき。
- (2) 第28条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき 期日若しくは第13項若しくは前項の規 定により応募者に通知された退職すべき 期日が到来するまでに退職し、又はこれ らの期日に退職しなかったとき(前2号 に掲げるときを除く。)。
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 第9項の規定により応募を取り下げた とき。
- 17 任命権者は、この条の規定による募集 及び認定について、募集実施要項(第11 項に規定する方法を周知した場合にあって は当該方法を含む。)及び認定を受けた応 募者の数を公表しなければならない。

(追加)

(失業者の退職手当)

第13条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての 勤続期間をいう。この場合において、当該 勤続期間に係る職員となった日前に職員又 は職員以外の者で勤務日数

る月が1月以上あるもの(季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」と

いう。) であったことがあるものについて

が職員みなし日数以上あ

(失業者の退職手当)

第13条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての 勤続期間をいう。この場合において、当該 勤続期間に係る職員となった日前に職員又 は職員以外の者で<u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日 以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は本の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについて</u>

は、当該職員等であった期間を含むものと し、当該勤続期間又は当該職員等であった 期間に次の各号に掲げる期間が含まれてい るときは、当該各号に掲げる期間に該当す るすべての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の 支給に係る退職が定年に達したことその他 の規則で定める理由によるものである職員 が当該退職後 一定の期間求職の申込みを しないことを希望する場合において、規則 で定めるところにより、市長にその旨を申 し出たときは、第1項中「当該各号に定め る期間」とあるのは「当該各号に定める期 間と、求職の申込みをしないことを希望す る一定の期間(1年を限度とする。)に相 当する期間を合算した期間(当該求職の申 込みをしないことを希望する一定の期間内 に求職の申込みをしたときは、当該各号に 定める期間に当該退職の日の翌日から当該 求職の申込みをした日の前日までの期間に 相当する期間を加算した期間)」と、「当 該期間内」とあるのは「当該合算した期間 内」と、前項中「支給期間」とあるのは 「第4項において読み替えられた第1項に 規定する支給期間」とし、当該退職の日後 に事業(その実施期間が30日未満のもの その他規則で定めるものを除く。) を開始 した職員その他これに準ずるものとして規 則で定める職員が規則で定めるところによ り、市長にその旨を申し出たときは、当該 事業の実施期間(当該実施期間の日数が4 年から第1項及びこの項の規定により算定 される期間の日数を除いた日数を超える場 合における当該超える日数を除く。)は、 第1項及びこの項の規定による期間に算入 しない。

5~10 略

11 略

(1)~(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法<u>第4条第9項</u>に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介

改 正 前

は、当該職員等であった期間を含むものと し、当該勤続期間又は当該職員等であった 期間に次の各号に掲げる期間が含まれてい るときは、当該各号に掲げる期間に該当す るすべての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の 支給に係る退職が定年に達したことその他 の規則で定める理由によるものである職員 が、当該退職後一定の期間求職の申込みを しないことを希望する場合において、規則 で定めるところにより、市長にその旨を申 し出たときは、第1項中「当該各号に定め る期間」とあるのは「当該各号に定める期 間と、求職の申込みをしないことを希望す る一定の期間(1年を限度とする。)に相 当する期間を合算した期間(当該求職の申 込みをしないことを希望する一定の期間内 に求職の申込みをしたときは、当該各号に 定める期間に当該退職の日の翌日から当該 求職の申込みをした日の前日までの期間に 相当する期間を加算した期間)」と、「当 該期間内」とあるのは「当該合算した期間 内」と、前項中「支給期間」とあるのは 「第4項において読み替えられた第1項に 規定する支給期間」とする

5~10 略

11 略

(1)~(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法<u>第4条第8項</u>に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介

事業者の紹介した職業に就くため、又は 市長が雇用保険法の規定の例により指示 した同法第58条第1項に規定する公共 職業訓練等を受けるため、その住所又は 居所を変更する者 同条第2項に規定す る移転費の額に相当する金額

(6) 略

12~17 略

(退職手当の支払の差止め)

第16条 略

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

$2 \sim 4$ 略

5 略

- (1) 略
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6~10 略

(退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合 等の退職手当の支給制限)

第17条 略

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手 当等の額の算定の基礎となる職員として の引き続いた在職期間中の行為に関し地

改 正 前

事業者の紹介した職業に就くため、又は 市長が雇用保険法の規定の例により指示 した同法第58条第1項に規定する公共 職業訓練等を受けるため、その住所又は 居所を変更する者 同条第2項に規定す る移転費の額に相当する金額

(6) 略

12~17 略

(退職手当の支払の差止め)

第16条 略

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

$2 \sim 4$ 略

5 略

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6~10 略

(退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合 等の退職手当の支給制限)

第17条 略

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手 当等の額の算定の基礎となる職員として の引き続いた在職期間中の行為に関し地

方公務員法第29条第3項の規定による 懲戒免職処分(以下「<u>定年前再任用短時</u> 間勤務職員に対する免職処分」とい う。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職を した者(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に 対する免職処分の対象となる者を除 く。)について、当該退職後に当該一般 の退職手当等の額の算定の基礎となる職 員としての引き続いた在職期間中に懲戒 免職等処分を受けるべき行為をしたと認 めたとき。

$2\sim6$ 略

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第18条 退職をした者に対し当該退職に係 る一般の退職手当等の額が支払われた後に おいて、次の各号のいずれかに該当すると きは、当該退職に係る退職手当管理機関 は、当該退職をした者に対し、第15条第 1項に規定する事情のほか、当該退職をし た者の生計の状況を勘案して、当該一般の 退職手当等の額(当該退職をした者が当該 一般の退職手当等の支給を受けていなけれ ば第13条第3項、第6項又は第8項の規 定による退職手当の支給を受けることがで きた者(次条及び第20条において「失業 手当受給可能者」という。) であった場合 には、これらの規定により算出され る金額(次条及び第20条において「失業 者退職手当額」という。)を除く。)の全 部又は一部の返納を命ずる処分を行うこと ができる。
 - (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の 行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑 に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手 当等の額の算定の基礎となる職員として の引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定</u> 年前再任用短時間勤務職員に対する免職 処分を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職を した者(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に 対する免職処分の対象となる者を除 く。)について、当該一般の退職手当等

改 正 前

方公務員法第29条第3項の規定による 懲戒免職処分(以下「<u>再任用職員</u> に対する免職処分」とい

_____に対する免職処分」とV う。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員 に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

$2\sim6$ 略

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第18条 退職をした者に対し当該退職に係 る一般の退職手当等の額が支払われた後に おいて、次の各号のいずれかに該当すると きは、当該退職に係る退職手当管理機関 は、当該退職をした者に対し、第15条第 1項に規定する事情のほか、当該退職をし た者の生計の状況を勘案して、当該一般の 退職手当等の額(当該退職をした者が当該 一般の退職手当等の支給を受けていなけれ ば第13条第3項、第6項又は第8項の規 定による退職手当の支給を受けることがで きた者(次条及び第20条において「失業 手当受給可能者」という。) であった場合 にあっては、これらの規定により算出され る金額(次条及び第20条において「失業 者退職手当額」という。)を除く。)の全 部又は一部の返納を命ずる処分を行うこと ができる。
 - (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の 行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑 に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手 当等の額の算定の基礎となる職員として の引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再</u> 任用職員 に対する免職 処分を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職を した者(再任用職員 に 対する免職処分の対象となる者を除 く。)について、当該一般の退職手当等

の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を 受けるべき行為をしたと認めたとき。

$2\sim6$ 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当 相当額の納付)

- 第20条 退職をした者 (死亡による退職の 場合には、その遺族) に対し当該退職に係 る一般の退職手当等の額が支払われた後に おいて、当該一般の退職手当等の額の支払 を受けた者(以下この条において「退職手 当の受給者」という。) が当該退職の日か ら6月以内に第18条第1項又は前条第1 項の規定による処分を受けることなく死亡 した場合(次項から第5項までに規定する 場合を除く。) において、当該退職に係る 退職手当管理機関が、当該退職手当の受給 者の相続人(包括受遺者を含む。以下この 項から第6項までにおいて同じ。) に対 し、当該退職の日から6月以内に、当該退 職をした者が当該一般の退職手当等の額の 算定の基礎となる職員としての引き続いた 在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき 行為をしたことを疑うに足りる相当な理由 がある旨の通知をしたときは、当該退職手 当管理機関は、当該通知が当該相続人に到 達した日から6月以内に限り、当該相続人 に対し、当該退職をした者が当該一般の退 職手当等の額の算定の基礎となる職員とし ての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処 分を受けるべき行為をしたと認められるこ とを理由として、当該一般の退職手当等の 額(当該退職をした者が失業手当受給可能 者であった場合には 、失業者退職手 当額を除く。) の全部又は一部に相当する 額の納付を命ずる処分を行うことができ る。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に第18条第5項又は前条第3項 において準用する上越市行政手続条例第 14条第1項の規定による通知を受けた場 合において、第18条第1項又は前条第1 項の規定による処分を受けることなく死亡 したとき(次項から第5項までに規定する

改 正 前

の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を 受けるべき行為をしたと認めたとき。

$2\sim6$ 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第20条 退職をした者(死亡による退職の 場合には、その遺族) に対し当該退職に係 る一般の退職手当等の額が支払われた後に おいて、当該一般の退職手当等の額の支払 を受けた者(以下この条において「退職手 当の受給者」という。) が当該退職の日か ら6月以内に第18条第1項又は前条第1 項の規定による処分を受けることなく死亡 した場合(次項から第5項までに規定する 場合を除く。) において、当該退職に係る 退職手当管理機関が、当該退職手当の受給 者の相続人(包括受遺者を含む。以下この 条において同じ 。) に対 し、当該退職の日から6月以内に、当該退 職をした者が当該一般の退職手当等の額の 算定の基礎となる職員としての引き続いた 在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき 行為をしたことを疑うに足りる相当な理由 がある旨の通知をしたときは、当該退職手 当管理機関は、当該通知が当該相続人に到 達した日から6月以内に限り、当該相続人 に対し、当該退職をした者が当該一般の退 職手当等の額の算定の基礎となる職員とし ての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処 分を受けるべき行為をしたと認められるこ とを理由として、当該一般の退職手当等の 額(当該退職をした者が失業手当受給可能 者であった場合にあっては、失業者退職手 当額を除く。) の全部又は一部に相当する 額の納付を命ずる処分を行うことができ
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に第18条第5項又は前条第3項 において準用する上越市行政手続条例第 14条第1項の規定による通知を受けた場 合において、第18条第1項又は前条第1 項の規定による処分を受けることなく死亡 したとき(次項から第5項までに規定する

正 案

改

場合を除く。)は、当該退職に係る退職手 当管理機関は、当該退職手当の受給者の死 亡の日から6月以内に限り、当該退職手当 の受給者の相続人に対し、当該退職をした 者が当該退職に係る一般の退職手当等の額 の算定の基礎となる職員としての引き続い た在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべ き行為をしたと認められることを理由とし て、当該一般の退職手当等の額(当該退職 をした者が失業手当受給可能者であった場 合には 、失業者退職手当額を除 く。)の全部又は一部に相当する額の納付 を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下こ の項から第5項までにおいて同じ。)が、 当該退職の日から6月以内に基礎在職期間 中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされ た場合(第16条第1項第1号に該当する 場合を含む。次項において同じ。) におい て、当該刑事事件につき判決が確定するこ となく、かつ、第18条第1項の規定によ る処分を受けることなく死亡したときは、 当該退職に係る退職手当管理機関は、当該 退職手当の受給者の死亡の日から6月以内 に限り、当該退職手当の受給者の相続人に 対し、当該退職をした者が当該退職に係る 一般の退職手当等の額の算定の基礎となる 職員としての引き続いた在職期間中に懲戒 免職等処分を受けるべき行為をしたと認め られることを理由として、当該一般の退職 手当等の額(当該退職をした者が失業手当 受給可能者であった場合には 、失業 者退職手当額を除く。) の全部又は一部に 相当する額の納付を命ずる処分を行うこと ができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し起訴をされた場合において、 当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せら れた後において第18条第1項の規定によ る処分を受けることなく死亡したときは、 当該退職に係る退職手当管理機関は、当該 退職手当の受給者の死亡の日から6月以内 に限り、当該退職手当の受給者の相続人に

改 正 前

場合を除く。)は、当該退職に係る退職手 当管理機関は、当該退職手当の受給者の死 亡の日から6月以内に限り、当該退職手当 の受給者の相続人に対し、当該退職をした 者が当該退職に係る一般の退職手当等の額 の算定の基礎となる職員としての引き続い た在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべ き行為をしたと認められることを理由とし て、当該一般の退職手当等の額(当該退職 をした者が失業手当受給可能者であった場 合にあっては、失業者退職手当額を除 く。)の全部又は一部に相当する額の納付 を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下こ の項から第5項までにおいて同じ。)が、 当該退職の日から6月以内に基礎在職期間 中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされ た場合 (第16条第1項第1号に該当する 場合を含む。次項において同じ。) におい て、当該刑事事件につき判決が確定するこ となく、かつ、第18条第1項の規定によ る処分を受けることなく死亡したときは、 当該退職に係る退職手当管理機関は、当該 退職手当の受給者の死亡の日から6月以内 に限り、当該退職手当の受給者の相続人に 対し、当該退職をした者が当該退職に係る 一般の退職手当等の額の算定の基礎となる 職員としての引き続いた在職期間中に懲戒 免職等処分を受けるべき行為をしたと認め られることを理由として、当該一般の退職 手当等の額(当該退職をした者が失業手当 受給可能者であった場合にあっては、失業 者退職手当額を除く。) の全部又は一部に 相当する額の納付を命ずる処分を行うこと ができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し起訴をされた場合において、 当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せら れた後において第18条第1項の規定によ る処分を受けることなく死亡したときは、 当該退職に係る退職手当管理機関は、当該 退職手当の受給者の死亡の日から6月以内 に限り、当該退職手当の受給者の相続人に

対し、当該退職をした者が当該刑事事件に 関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由 として、当該一般の退職手当等の額(当該 退職をした者が失業手当受給可能者であっ た場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除 く。)の全部又は一部に相当する額の納付 を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に当該退職に係る一般の退職手当 等の額の算定の基礎となる職員としての引 き続いた在職期間中の行為に関し定年前再 任用短時間勤務職員に対する免職処分を受 けた場合において、第18条第1項の規定 による処分を受けることなく死亡したとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、 当該退職手当の受給者の死亡の日から6月 以内に限り、当該退職手当の受給者の相続 人に対し、当該退職をした者が当該行為に 関し定年前再任用短時間勤務職員に対する 免職処分を受けたことを理由として、当該 一般の退職手当等の額(当該退職をした者 が失業手当受給可能者であった場合には ____、失業者退職手当額を除く。) の全部 又は一部に相当する額の納付を命ずる処分

6~8 略

附則

を行うことができる。

(削除)

(単純な労務に雇用される者の退職手当の 基準)

第2条 略

改 正 前

対し、当該退職をした者が当該刑事事件に 関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由 として、当該一般の退職手当等の額(当該 退職をした者が失業手当受給可能者であっ た場合<u>にあっては</u>、失業者退職手当額を除 く。)の全部又は一部に相当する額の納付 を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に当該退職に係る一般の退職手当 等の額の算定の基礎となる職員としての引 き続いた在職期間中の行為に関し再任用職 に対する免職処分を受 けた場合において、第18条第1項の規定 による処分を受けることなく死亡したとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、 当該退職手当の受給者の死亡の日から6月 以内に限り、当該退職手当の受給者の相続 人に対し、当該退職をした者が当該行為に 関し再任用職員 に対する 免職処分を受けたことを理由として、当該 一般の退職手当等の額(当該退職をした者 が失業手当受給可能者であった場合にあっ ては、失業者退職手当額を除く。)の全部 又は一部に相当する額の納付を命ずる処分 を行うことができる。

 $6 \sim 8$ 略

附則

(施行日前の在職期間)

第2条 昭和46年4月28日に現に高田市 及び直江津市の職員であった者で、この条 例施行の日に引続き職員となった者の当該 引続く職員であった期間は、職員としての 在職期間とみなす。

(単純な労務に雇用される者の退職手当の 基準)

第3条 略

(昭和37年11月30日以前の勤続期間の計算)

第4条 昭和37年11月30日に現に在職 していた職員の同年同月同日以前における 勤続期間の計算については、次条から附則 第11条までの規定によるほか、第8条 (第5項中「この場合において、その者の 職員以外の地方公務員等として引き続いた

(削除) 在職期間の計算については、前4:を準用する。」を除く。) 第9: 1 0条の規定の例による。 (特殊の期間を有する者の勤続期) 特例) 第5条 昭和29年6月22日以前,次の各号に掲げる期間は、職員(5項、第9条及び第10条の準用ものを含む。)としての在職期である。)としての在職期である。)としての在職期である。)としての在職期である。)としての在職期である。)としての在職期である。)としての在職期である。 (1) 農地委員会及び農業調整委員、から引き続き職員となった相のであった期間。 (2) 常備消防の職員であった者である。 (2) 4年6月1日引き続き職員と、ののその職員であった期間。 (3) 国民健康保険組合の職員で、で、昭和23年9月1日引き続なったもののその職員であった期(4) 新潟県上越養護所組合の職員であった現(4) 新潟県上越養護所組合の職員であった現(4) 新潟県上越養護所組合の職員であった現(5) をなったもののその職員であった期(6) をなったもののその職員であった。第6条 昭和34年4月1日引きが、となったもののその職員であった。第6条 昭和38年3月31日以前、旧高田市立又は旧直江津市立の小いて給食婦と同種の業務に従事し、	
特例 第 5 条 昭和 2 9 年 6 月 2 2 日 以前 次の各号に掲げる期間は、職員 (
5項、第9条及び第10条の準用ものを含む。)としての在職期にす。 (1) 農地委員会及び農業調整委員。から引き続き職員となった者のであった期間 (2) 常備消防の職員であった者であった期間 (2) 常備消防の職員であった期間 (3) 国民健康保険組合の職員であった期間 (3) 国民健康保険組合の職員であった期間 (4) 新潟県上越養護所組合の職員であった期間 者で、昭和34年4月1日引き続となったもののその職員であった期間 となったもののその職員であった期間 自高田市立又は旧直江津市立の小生	における
から引き続き職員となった者のであった期間 (2) 常備消防の職員であった者で2 4年6月1日引き続き職員とこののその職員であった期間 (3) 国民健康保険組合の職員でで、昭和23年9月1日引き続なったもののその職員であった其(4) 新潟県上越養護所組合の職員であった其(4) 新潟県上越養護所組合の職員であった其(4) 新潟県上越養護所組合の職員であった。となったもののその職員であった第6条 昭和34年4月1日引きまた。となったもののその職員であった第6条 昭和38年3月31日以前に日高田市立又は旧直江津市立の小生	をうける
2 4年6月1日引き続き職員と ののその職員であった期間 (3) 国民健康保険組合の職員で で、昭和23年9月1日引き続 なったもののその職員であった期 (4) 新潟県上越養護所組合の職員で 者で、昭和34年4月1日引き終 となったもののその職員であった。 りとなったもののその職員であった。 第6条 昭和38年3月31日以前 旧高田市立又は旧直江津市立の小名	その職員
で、昭和23年9月1日引き続なったもののその職員であった其なったもののその職員であった。 (4) 新潟県上越養護所組合の職員であった。 者で、昭和34年4月1日引き発生なったもののその職員であった。 (削除) となったもののその職員であった。 第6条 昭和38年3月31日以前に 旧高田市立又は旧直江津市立の小名	なったも
(削除)となったもののその職員であった第6条 昭和38年3月31日以前旧高田市立又は旧直江津市立の小名	き職員と 期間
	<u>-期間</u> における
旧高田市立又は旧直江津市立の/ P・T・Aから給与を受けていた。	<u>、かつ、</u> 小学校の
以前の勤続期間(以下「P・T・ 期間」という。)のうち、市長が を実施したと認めた期間を、職員	完全給食
在職期間に通算する。 2 第8条第1項から第4項までの 前項の勤続期間の計算において準 条第5項の規定を適用する場合に	用し、同
条第5項の規定を適用する場合に職員以外の地方公務員等の在職期に引き続く当該P・T・A給食婦(削除)引き続かないものとする。	間の前後
第7条昭和29年6月22日に現ていた職員のうち、先に職員とした者であって、任命権者の承認又	て在職し
受け、引き続いて外国政府又は日ま しくは外国政府と特殊の関係のあった。 で、外国において日本たばこ産業 法(昭和59年法律第69号)附	* 76 77 45

改 正 案		改 正 前
		条第1項の規定による解散前の日本専売公
		社(以下「旧専売公社」という。)、日本
		国有鉄道改革法(昭和61年法律第87
		号)附則第2項の規定による廃止前の日本
		国有鉄道法(昭和23年法律第256号)
		第1条の規定により設立された日本国有鉄
		道(以下「旧日本国有鉄道」という。)若
		しくは日本電信電話株式会社等に関する法
		律(昭和59年法律第85号)附則第4条
		第1項の規定による解散前の日本電信電話
		公社(以下「旧電信電話公社」という。)
		の事業と同種の事業を行っていたもので、
		国家公務員退職手当法施行令(昭和28年
		政令第215号。以下「施行令」とい
		う。)附則第3項第3号の規定により総務
		大臣の指定するものの職員(以下「外国政
		府職員等」という。)となるため退職し、
		かつ、外国政府職員等としての身分を失っ
		た後に引き続いて再び職員となったものの
		当該外国政府職員等としての引き続いた在
	(削除)	職期間の3分の2の期間を後の職員として の在職期間に通算するものとする。
	(日115年)	第8条 昭和29年6月22日に現に在職し
		第8米 昭和29年0月22日に祝に任職していた職員のうち、次の各号のいずれかに
		掲げるものの先の職員としての在職期間
		は、後の職員としての在職期間に引き続い
		たものとみなす。
		(1) 先に職員として在職した者であって、
		任命権者の承認又は勧しょうを受けて他
		の任命権者に属する職員となるため退職
		し、かつ、任命権者の手続の遅延のため
		退職の日の翌々日以後において他に就職
		することなくその承認又は勧しょうを受
		けた他の任命権者に属する職員となった
		<u> </u>
		<u>-</u> (2) 先に職員として在職した者であって、
		任命権者の承認又は勧しようを受け、引
		き続いて在外研究員又は外国留学生(以
		下「在外研究員等」という。) となるた
		め退職し、かつ、その研究又は留学を終
		えた後に引き続いて再び職員となったも
	(削除)	<u></u>
		第9条 昭和20年8月15日に現に次の各
		号のいずれかに掲げる者であったものが、

改 正 案	改 正 前
	当該各号に掲げる日から昭和29年6月 22日までの間に他に就職することなく職員となった場合においては、当該各号に掲げる者であった期間は、そのものの職員と
	しての在職期間に引き続いたものとみなす。 (1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員 の身分に関する件(昭和21年勅令第287号)の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日 (2) 外国政府職員等又は在外研究員等 昭和20年8月16日 (3) 軍人軍属 その身分を失った日
(削除)	2 昭和20年8月15日以前において軍人 軍属の身分を失った者が、その身分を失っ た日以後120日以内に他に就職すること なく職員となった場合においては、軍人軍 属としての在職期間は、その者の職員とし ての在職期間に引き続いたものとみなす。 第10条 先に職員として在職した者であっ
	て、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令(昭和21年勅令第109号)第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和22年勅令第1号)第3条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附
	則第6項の規定に基づく総務省令で定めた ものによりその者の意思によらないで退職 させられたもの(先に職員として在職し、 終戦に伴い昭和20年8月15日以後これ らの措置により公職につくことを禁ぜられ
	た日前においてその者の意思によらないで 退職した者のうち、これらの措置の適用を 受けたもので、その禁ぜられた日(その禁 ぜられた日前に再び職員となった者につい ては、その再び職員となった日)の前日ま での間に他に就職しなかったものを含む。
	以下附則第15条第1項第1号において 「就職禁止等により退職させられた者」と いう。)が、その退職の後、法令の規定又 は特別の手続によりこれらの措置が解除さ れた日(これらの措置により就職が制限されなかった職員となった場合にあっては、
	当該退職の日)から昭和29年6月22日

改	正	 案		改 正 前
				までの間に再び職員となった場合において
				は、先に職員として在職した期間は、その
				者の職員としての在職期間に引き続いたも
				のとみなす。ただし、これらの措置が解除
				された日から120日を経過した日以後に
				再び職員となった場合において、当該経過
				した日から再び職員となった日の前日まで
				の間に他に就職していたことがあるとき
			(削除)	<u>は、この限りでない。</u>
				いる場合の取扱い)
				第11条 職員が退職(附則第14条第2項
				<u>の特殊退職を除く。)によりこの条例の規</u>
				定による退職手当に相当する給与の支給を
				受けているときは、当該給与の計算の基礎
				となった在職期間(昭和21年6月30日
				以前に当該給与の支給を受けている場合に
				おいては、当該給与の額を退職の日におけ
				るその者の給料月額で除して得た数に12
				を乗じて得た数(1未満の端数を生じたと
				きは、その端数を切り捨てる。) に相当す
				る月数)はその者の職員としての在職期間
			(削除)	<u>には、含まないものとする。</u>
				(職員以外の地方公務員等であった者の取
				<u>扱い)</u>
				第12条 昭和37年11月30日に現に在
				職していた職員であって、職員以外の地方
				<u>公務員等(もとの外地の地方公共団体又は</u>
				これに準ずるものに勤務していた公務員を
				含む。以下この条において同じ。)から引
				き続いて職員となったもの及び同年同月同
				日に現に在職していた職員以外の地方公務
				員等であって同年12月1日以後に引き続
				いて職員となったものの同年11月30日
				以前における職員以外の地方公務員等とし
				ての勤続期間の計算については、附則第7
				条から前条までの規定を準用するほか、第
				8条第5項及び第6項並びに第10条の規
				定の例による。この場合において、第8条
				第5項ただし書中「退職により」とあるの
				は、「退職(附則第14条第2項の特殊退
				職を除く。)により」と読み替えるものと
				<u> </u>
				2 前項の場合において、先に職員として在

改 正 案	改 正 前
	職した者であって昭和37年11月30日
	以前においてこの条例の規定による退職手
	当に相当する給与の支給を受けることなく
	引き続いて職員以外の地方公務員等となっ
	たものについては、第16条の規定により
	退職手当を支給されないで職員以外の地方
	<u>公務員等となったものとみなして同項の規</u>
(削除)	定を適用する。
	(外地官署所属職員等であった者の勤続期
	間計算の特例)
	第13条 昭和28年8月15日に現に附則
	第9条各号に掲げる者(在外研究員等を除
	- く。以下この条において「外地官署所属職
	員等」という。) であった者で、同年同月
	同日において本邦外にあったもののうち、
	昭和29年6月23日以後においてその本
	邦に帰還した日から3年(特殊の事情があ
	ると認められる場合には、任命権者が市長
	と協議して定める期間を加算した期間。以
	下この条において同じ。) 以内に再び職員
	となったもの又は同年6月23日以後にお
	いてその本邦に帰還した日から3年以内に
	職員以外の地方公務員等となり、引き続き
	職員以外の地方公務員等として在職した後
	引き続いて再び職員となったものについて
	は、外地官署所属職員等であった期間は、
	その者の同年6月23日以後において最初
	に開始する職員又は職員以外の地方公務員
	<u>等としての在職期間に引き続いたものとみ</u>
	なし、かつ、当該職員以外の地方公務員等
	<u>としての在職期間に引き続いたものとみな</u>
	<u>す場合にあっては、当該職員以外の地方公</u>
	務員等としての在職期間に含まれるものと
	して、その勤続期間を計算するものとす
	る。ただし、本邦に帰還した日から当該職
	員又は職員以外の地方公務員等としての在
	職期間の開始の日の前日までの間に他に就
	職したことがある者については、この限り
	でない。
	2 前項に規定する者の昭和29年6月22
	日 (同年6月23日以後に附則第9条第1
	項第1号に規定する期間が満了する外地官
	署所属職員については、当該期間が満了す
	る日) 以前における勤続期間の計算につい

Ď		正	案		改正前
			案	(削除)	文 正 前項の規定に該当するものを除き、 附則第7条及び附則第8条(これらの規定を附則第12条第1項において準用する場合を含む。)並びに附則第11条の規定の場合において、第8条第5項及び第6項並びに第10条の規定の例による。この場合において、第8条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(附則第14条第2項の特殊退職を除く。)により」と読み替えるものとする。 (特殊退職をした者に対する退職手当の基本額の計算の特例) 第14条 昭和29年6月22日に現に在職していた職員、同日現に職員以外の地方公務員等として在職し同日後に引き続いて職員となった者又は前条第1項に規定する者のうち、職員としての引き続いの規定に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期員等として在職しに後この条例の規定に支給を受けて特殊退職をし、かつ、再び職員以外の地方公務員等として在職した後の条例の規定に支給を受けて特殊退職をし、から第5条の3まで及び第6条の3まで及び第7条の5までの規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に第1号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) その者が第2条の4から第2条の4から第5条の3まで及び第7条の5までの規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に第1号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) その者が第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5までの規定にかかわらず、その者の退職の日における治料月額に第1号に掲げる割合を乗じて得た額とする。)並びに職員の退職手当に関する条例(昭和48年上越市条例第52号。以下「条例第52号」という。)附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該給料月額に対する割合。(2) その者が特殊退職をした際に、その際
					支給を受けたこの条例の規定による退職
					手当又はこれに相当する給与の額の計算

改 正 案	改 正 前
	の基礎となった勤続期間(昭和21年6
	月30日以前に当該給与の支給を受けて
	いる場合には、当該給与の額を当該特殊
	退職の日におけるその者の給料月額で除
	して得た数に12を乗じて得た数(1未
	満の端数を生じたときは、その端数を切
	り捨てる。)に相当する月数)をこの条
	例の規定により計算した勤続期間とみな
	した場合のこの条例の規定による退職手
	当(附則第10条の規定の適用を受ける
	職員及び外地官署所属職員のうち、第4
	条(25年以上勤続して退職した者に係
	る退職手当に関する部分を除く。) 又は
	第5条の規定による退職手当に係る退職
	(以下次項において「整理退職」とい
	う。)に該当する特殊退職をした者につ
	いては、第4条第1項の規定による退職
	手当) の支給を受けたものとした場合に
	おける当該特殊退職の日におけるその者
	の給料月額に対する割合(特殊退職を2
	回以上した者については、それぞれの特
	殊退職に係る当該割合を合計した割合)
	2 前項の特殊退職は、職員が退職し、か
	つ、退職の日又はその翌日に再び職員とな
	る場合(職員以外の地方公務員等が退職
	し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当
	<u>該退職の日までその者が属していた国又は</u>
	地方公共団体の職員以外の地方公務員等と
	なる場合を含む。)における当該退職及び
	附則第7条又は附則第8条各号(これらの
	規定を附則第12条第1項及び附則第13
	条第2項において準用する場合を含む。)
	の退職(これらの退職のうち整理退職に該
	当する退職を除く。)並びに附則第10条
	(附則第12条第1項において準用する場
(1)	合を含む。)の退職及び外地官署所属職員
(削除)	又は軍人軍属の身分の喪失とする。
	(就職禁止等により退職させられた者等の
	特例)
	第15条 職員のうち、次に掲げる者が退職
	した場合における退職手当の算定の基礎と
	なる勤続期間の計算については、その者が
	既に支給を受けた退職手当の算定の基礎と

なった在職期間(以下この条において「前

改 正 前

在職期間」という。)は、附則第11条の 規定にかかわらず、その者の職員又は職員 以外の地方公務員等としての引き続いた在 職期間に含まれるものとする。

- (1) 就職禁止等により退職させられた者が 引き続いて職員又は職員以外の地方公務 員等(附則第10条の規定により在職期 間が引き続いたものとみなされる期間内 に再び職員又は職員以外の地方公務員等 となった者を含む。)となり、前在職期 間に係る退職手当の支給を受けたもの
- (2) 昭和23年3月6日に現に新潟県警察 部に勤務していた職員又は職員以外の地 方公務員等であった者が引き続いて国家 地方警察の職員となった後退職し、前任 職期間に係る退職手当の支給を受けてさ らに引き続いて自治体警察の職員(その 職員がさらに引き続いて国家地方警察の 職員となった場合を含む。)となり警察 法(昭和29年法律第162号)の施行 に伴い、地方警察の職員となったもの
- 2 前項の規定に該当する職員に対する退職 手当の基本額は、第2条の4から第5条の 3まで及び附則第14条の規定にかかわら ず、第2条の4から第5条の3まで及び第 7条から第7条の5までの規定(附則第 18条の規定の適用を受ける者について は、同条の規定とする。) により計算した 場合に支給することとなる退職手当の基本 額から、前在職期間に係る退職手当の基本 額を基礎とし、職員の給与水準の上昇率等 を考慮して規則で定める額を控除した額と する。ただし、その額が前項の規定を適用 しなかった場合に支給することとなる退職 手当の基本額に満たないときは、前項の規 定を適用しなかった場合に支給することと なる退職手当の基本額とする。

(年齢50年以上の者の勧奨退職の特例)

第16条 昭和37年4月1日に現に在職していた職員のうち職員としての勤続期間が10年以上の者が年齢50年以上で任命権者があらかじめ市長と協議して定めたもので、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した場合には、第5条の規定に該

(削除)

(年齢50年以上の者の勧奨退職の特例) 第3条

改 正 前

(削除)

職員のうち職員としての勤続期間が9年 以上の者が年齢50年以上で任命権者があ らかじめ市長と協議して定めたもので、そ の者の非違によることなく勧奨を受けて退 職した場合には、第4条の規定に該当する 場合のほか、当分の間、同条の規定による 退職手当を支給することができる。

(常勤を要しない者に関する経過措置)

第4条

(削除)

(削除)

第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合

上には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第2条の4から第5条の3までの規定による退職手当の基本額は、これらの規定により計算した退職手当の基本額の100分の50に相当する金額とする。

<u>2</u> 略

<u>当する場合のほか、当分の間、同条の規定</u> による退職手当を支給することができる。

2 職員のうち職員としての勤続期間が9年 以上の者が年齢50年以上で任命権者があ らかじめ市長と協議して定めたもので、そ の者の非違によることなく勧奨を受けて退 職した場合には、第4条の規定に該当する 場合のほか、当分の間、同条の規定による 退職手当を支給することができる。

(常勤を要しない者に関する経過措置)

- 第17条 常時勤務に服することを要しない者で、昭和37年11月30日に現に雇用されていたものが、昭和37年12月1日以後最初に退職した場合(第2条第2項の規定により職員とみなされる場合を除く。)において、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が22日以上ある月が通算して6月以上あるものについては、その者を第2条第1項の職員とみなして退職手当を支給する。
- 2 職員の昭和37年12月1日の前日を含む月以前における前項に規定する常勤を要しない職員としての勤続期間は、前項の例により計算し、これを同月後の引き続いた勤続期間に加算するものとする。
- 3 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合 (第1項の規定に該当する場合を除く。) には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第2条の4から第5条の3までの規定による退職手当の基本額は、これらの規定により計算した退職手当の基本額の100分の50に相当する金額とする。

4 略

(退職手当の基本額の経過措置)

第18条 昭和37年11月30日現に在職 していた職員が、第3条第2項に規定する 傷病又は死亡(公務上の死亡以外の死亡に よる退職で規則で定めるものを除く。)に より退職した場合で、その者に係る第3条 第1項、第4条第3項又は第5条第1項の

改 正 案	改 正 前
	規定による退職手当の基本額が、その者の
	給料月額にその者の勤続期間を次の各号に
	区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得
	た額の合計額(その合計額がその者の基本
	給月額に満たないときは、基本給月額。死
	亡により退職した者にあっては、その合計
	額にその者の給料月額の100分の400
	を乗じて得た額を加算した額)に満たない
	場合は、当該合計額をもってその者の退職
	手当の基本額とする。
	(1) 1年以上10年以下の期間について
	は、1年につき100分の90 (a) 1150 L 20 T N T 2 世間に 20 T N T 2 T N T 2 T N T 2 T N T 2 T N T N
	(2) 11年以上20年以下の期間について
	は、1年につき100分の105
	(3) 2 1 年以上 3 5 年以下の期間について
	は、1年につき100分の120
	(4) 36年以上の期間については、1年に
	<u>つき100分の105</u>
	2 昭和37年11月30日現に在職してい
	た職員が、第5条第1項の規定に該当して
	退職し、第7条の規定による退職手当の基
	本額を受けることとなる者の退職手当の基
	本額が、その者の給料月額にその者の勤続
	期間を次の各号に区分して当該各号に掲げ
	る割合を乗じて得た額の合計額に満たない
	場合は、当該合計額をもってその者の退職
	<u>手当の基本額とする。</u>
	(1) 1年以上10年以下の期間について
	は、1年につき100分の120
	(2) 11年以上20年以下の期間について
	は、1年につき100分の130
	(3) 21年以上35年以下の期間について
	は、1年につき100分の140
	(4) 36年以上の期間については、1年に
(削除)	つき100分の130以上
	(定年により退職した者に対する経過措
	置)
	 第19条 地方公務員法の一部を改正する法
	律(昭和56年法律第92号)附則第3条
	の規定により退職した者及び職員の定年等
	に関する条例附則第2項において準用する
	同条例第4条の規定により引き続き勤務し
	た後退職した者に対する退職手当の額は、
	定年により退職した者に対する退職手当の
	<u>ルードよりを概した仕に対するを概ず目の</u>

改 正 前

(削除)

(旧専売公社等職員の在職期間の特例)

- 第5条 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の職員としての在職期間(以下この条において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 第6条 昭和60年3月31日に旧専売公 社の職員として在職していた者が、引き続 いて日本たばこ産業株式会社の職員とな り、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会 社の職員として在職した後職員となった場 合又は同日に旧電信電話公社の職員として 在職していた者が、引き続いて日本電信電 話株式会社の職員となり、かつ、引き続き 日本電信電話株式会社の職員として在職し た後職員となった場合におけるその者の退 職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算 については、その者の同日までのたばこ事 業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関 する法律(昭和59年法律第71号)第4 条及び日本電信電話株式会社法及び電気通 信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律(昭和59年法律第87号)第 5条の規定による改正前の国家公務員等退 職手当法(昭和28年法律第182号)第 2条第2項に規定する職員としての引き続 いた在職期間及び昭和60年4月1日以後 の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電 話株式会社の職員としての在職期間を職員 としての引き続いた在職期間とみなす。た だし、その者が日本たばこ産業株式会社又 は日本電信電話株式会社を退職したことに より退職手当(これに相当する給付を含

計算の例による。

(旧専売公社等職員の在職期間の特例)

第 2	0条	昭和	60年	4月1	日に現に	在職す
る	職員	で旧専	売公社]	又は旧	電信電記	f公社
_						
_						

_の職員としての在

職期間(以下この条において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

第21条 昭和60年3月31日に旧専売公 社の職員として在職していた者が、引き続 いて日本たばこ産業株式会社の職員とな り、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会 社の職員として在職した後職員となった場 合又は同日に旧電信電話公社の職員として 在職していた者が、引き続いて日本電信電 話株式会社の職員となり、かつ、引き続き 日本電信電話株式会社の職員として在職し た後職員となった場合におけるその者の退 職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算 については、その者の同日までのたばこ事 業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関 する法律(昭和59年法律第71号)第4 条及び日本電信電話株式会社法及び電気通 信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律(昭和59年法律第87号)第 5条の規定による改正前の国家公務員等退 職手当法 2条第2項に規定する職員としての引き続

ン未第2頃に焼足する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含

改 正 案

む。)の支給を受けているときは、この限 りでない。

(旧日本国有鉄道職員の在職期間の特例)

第7条 昭和62年4月1日に現に在職す る職員で日本国有鉄道改革法(昭和61年 法律第87号) 附則第2項の規定による廃 止前の日本国有鉄道法 (昭和23年法律第 256号) 第1条の規定により設立された 日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」と いう。) の職員としての在職期間を有する ものの退職手当の算定の基礎となる勤続期 間の計算については、その者の旧日本国有 鉄道の職員としての在職期間を職員として の引き続いた在職期間とみなす。

第8条 略

(長期勤続者に対する退職手当の特例)

第9条 当分の間、35年以下の期間勤続 して退職した者

に対する退 職手当の基本額は、第2条の4から第5条 の3まで及び附則第15条から第24条ま での規定により計算した額にそれぞれ 100分の83.7を乗じて得た額とす る。この場合において、第7条の5第1項 中「前条」とあるのは、「前条並びに附則 第9条 」とする。

第10条 当分の間、36年以上42年以下 の期間勤続して退職した者

で第3条第1項の規定に該当する退職をし たものに対する退職手当の基本額は、同項 又は第5条の2及び附則第18条の規定に より計算した額に前条に定める割合を乗じ で得た額とする。

第11条 当分の間、35年を超える期間勤 続して退職した者____

又は附則第16条の規定に該当する退職を したものに対する退職手当の基本額は、そ の者の勤続期間を35年として附則第9条

__の規定の例により計算して得られる額と する。

第12条 略

第13条 令和7年3月31日 以前に退職 | 第28条 平成34年3月31日以前に退職

改 正 前

む。)の支給を受けているときは、この限 りでない。

(旧日本国有鉄道職員の在職期間の特例)

<u>第22条</u>	昭和6	2年4月	1	日に現に在職す
る職員で	旧日本	国有鉄道		

の職員としての在職期間を有する ものの退職手当の算定の基礎となる勤続期 間の計算については、その者の旧日本国有 鉄道の職員としての在職期間を職員として の引き続いた在職期間とみなす。

第23条 略

(長期勤続者に対する退職手当の特例)

- 第24条 当分の間、35年以下の期間勤続 して退職した者(条例第52号附則第3項 の規定に該当する者を除く。) に対する退 職手当の基本額は、第2条の4から第5条 の3まで
 - __の規定により計算した額にそれぞれ 100分の83.7を乗じて得た額とす る。この場合において、第7条の5第1項 中「前条」とあるのは、「前条並びに附則 第24条」とする。
- 第25条 当分の間、36年以上42年以下 の期間勤続して退職した者(条例第52号 附則第4項の規定に該当する者を除く。) で第3条第1項の規定に該当する退職をし たものに対する退職手当の基本額は、同項 又は第5条の2_____の規定に より計算した額に前条に定める割合を乗じ て得た額とする。
- 第26条 当分の間、35年を超える期間勤 続して退職した者 (条例第52号附則第5 項の規定に該当する者を除く。) で第5条 の規定に該当する退職を したものに対する退職手当の基本額は、そ の者の勤続期間を35年として附則第24 条の規定の例により計算して得られる額と する。

第27条 略

で第5条

した職員に対する第13条第10項の規定 の適用については

一、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

- イ 雇用保険法第22条第2項に規定する 厚生労働省令で定める理由により就職が 困難な者であって、同法第24条の2第 1項第2号に掲げる者に相当する者とし て規則で定める者に該当し、かつ、市長 が同項に規定する指導基準に照らして再 就職を促進するために必要な職業安定法 第4条第4項に規定する職業指導を行う ことが適当であると認めたもの
- ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則 第5条第1項に規定する地域内に居住 し、かつ、市長が同法第24条の2第1 項に規定する指導基準に照らして再就職 を促進するために必要な職業安定法第4 条第4項に規定する職業指導を行うこと が適当であると認めたもの(アに掲げる 者を除く。)
- 」とする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤続期間 の計算の特例)

第14条 略

(定年引上げに伴う経過措置)

第15条 当分の間、第4条第1項の規定 は、11年以上25年未満の期間勤続した 者であって、60歳に達した日以後その者 の非違によることなく退職した者(定年の 定めのない職を退職した者及び同項又は同 条第2項の規定に該当する者を除く。)に 対する退職手当の基本額について準用す る。この場合における第3条の規定の適用 については、同条第1項中「又は第5条」

改 正 前

した職員に対する第13条第10項の規定 の適用については、同項中「第28条ま で」とあるのは「第28条まで及び附則第 5条」と、同項第2号中「イー雇用保険法 第22条第2項に規定する厚生労働省令で 定める理由により就職が困難な者であっ て、同法第24条の2第1項第2号に掲げ る者に相当する者として規則で定める者に 該当し、かつ、市長が同項に規定する指導 基準に照らして再就職を促進するために必 要な職業安定法第4条第4項に規定する職 業指導を行うことが適当であると認めたも の」とあるのは「

- イ 雇用保険法第22条第2項に規定する 厚生労働省令で定める理由により就職が 困難な者であって、同法第24条の2第 1項第2号に掲げる者に相当する者とし て規則で定める者に該当し、かつ、市長 が同項に規定する指導基準に照らして再 就職を促進するために必要な職業安定法 第4条第4項に規定する職業指導を行う ことが適当であると認めたもの
- ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則 第5条第1項に規定する地域内に居住 し、かつ、市長が同法第24条の2第1 項に規定する指導基準に照らして再就職 を促進するために必要な職業安定法第4 条第4項に規定する職業指導を行うこと が適当であると認めたもの(アに掲げる 者を除く。)
- 」とする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤続期間 の計算の特例)

第29条 略

とあるのは、「、第5条又は附則第15条」とする。(追加)

- 第16条 当分の間、第5条第1項の規定 は、25年以上の期間勤続した者であっ て、60歳に達した日以後その者の非違に よることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項 の規定に該当するものを除く。)に対する 退職手当の基本額について準用する。この 場合における第3条の規定の適用について は、同条第1項中「又は第5条」とあるの は、「、第5条又は附則第16条」とす る。 (追加)
- 第17条 前2条の規定は、次に掲げる職員 が退職した場合に支給する退職手当の基本 額については適用しない。
 - (1) 職員の定年等に関する条例の一部を改 正する等の条例(令和4年上越市条例第 号)第1条の規定による改正前の職 員の定年等に関する条例(昭和59年上 越市条例第20号)第3条ただし書に規 定する医師及び歯科医師
 - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げ る職員に類する職員として任命権者が定 める職員 (追加)
- 第18条 一般職の職員の給与に関する条例 附則第17項の規定による職員の給料月額 の改定は、給料月額の減額改定に該当しな いものとする。 (追加)
- 第19条 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(附則第17条各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、同条第1号に掲げる歯科医師にあっては70歳とし、同号に掲げる歯科医師にあっては65歳とし、同条第2号に掲げる職員にあっては任命権者が定める年齢とする。)に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第

1号の項及び第7条の2第2号の項中「そ の者に係る定年と退職の日におけるその者 の年齢との差に相当する年数1年につき」 とあるのは「その者に係る定年(附則第 17条各号に掲げる職員以外の者にあって は60歳とし、同条第1号に掲げる医師に あっては70歳とし、同号に掲げる歯科医 師にあっては65歳とし、同条第2号に掲 げる職員にあっては規則で定める年齢とす る。) と退職の日におけるその者の年齢と の差に相当する年数1年につき」とする。

(追加)

第20条 当分の間、第4条第1項第4号並 びに第5条第1項第3号、第6号及び第7 号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者で あって、退職の日において定められている その者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に 掲げる年齢を超える者に限る。) (任命権 者が定める者を除く。) に対する第5条の 3及び第7条の3の規定の適用について は、第5条の3本文中「6月」とあるのは 「0月」と、同条の表第4条第1項及び第 5条第1項の項、第5条の2第1項第1号 の項及び第5条の2第1項第2号の項並び に第7条の3の表第7条の項、第7条の2 第1号の項及び第7条の2第2号の項中「 100分の3(退職の日において定められ ているその者に係る定年と退職の日におけ るその者の年齢との差に相当する年数が1 年である職員にあっては、100分の 2)」とあるのは「100分の3」とす る。

附則第17条各号に掲げ	60歳
る職員以外の者	
附則第17条第2号に掲	任命権者が
げる職員	定める年齢

(追加)

第21条 当分の間、第4条第1項第4号及 び第5条第1項(第1号及び第5号を除 く。) に規定する者に対する第5条の3の 規定の適用及び第11条の2の規定の適用 については、第5条の3本文及び第11条 <u>の 2 第 1 項第 1 号中「 2 0 年を」とあるの</u>

は「15年を」とするほか、前条の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第11条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(追加)

第22条 当分の間、第5条第1項第2号及 び第4号に掲げる者であって附則第20条 の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げ る年齢に達する日前に退職したときにおけ る第5条の3及び第7条の3の規定の適用 については、第5条の3の表第4条第1項 及び第5条第1項の項、第5条の2第1項 第1号の項及び第5条の2第1項第2号の 項並びに第7条の3の表第7条の項、第7 条の2第1号の項及び第7条の2第2号の 項中「100分の3(退職の日において定 められているその者に係る定年と退職の日 におけるその者の年齢との差に相当する年 数が1年である職員にあっては、100分 の2)」とあるのは、「附則第20条の表 の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄 に掲げる年齢と退職の日におけるその者の 年齢との差に相当する年数に100分の3 を乗じて得た割合を退職の日において定め られているその者に係る定年と退職の日に おけるその者の年齢との差に相当する年数 で除して得た割合」とする。 (追加)

第23条 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第20条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2を

改 正 前

退職の日において定められているその者に 係る定年と退職の日におけるその者の年齢 との差に相当する年数で除して得た割合」 とする。 (追加)

- 第24条 当分の間、一般職の職員の給与に 関する条例附則第17項及び第19項の規 定(以下「給料月額7割措置」という。) が適用される者で、その者の基礎在職期間 のうち給料月額7割措置によりその者の給 料月額が減額された日(以下「7割措置減 額日」という。)前において、第5条の2 第1項の理由によりその者の給料月額が減 額されたことがある者に対する退職手当の 基本額は、当該理由が生じた日(以下「特 別特定減額日」という。) における当該理 由により減額されなかったものとした場合 のその者の給料月額の最も多いもの(以下 「特別特定減額前給料月額」という。)が 7割措置減額日の前日におけるその者の給 料月額(以下「7割措置前給料月額」とい う。)よりも多く、かつ、7割措置前給料 月額が退職日給料月額より多いときは、同 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 額の合計額とする。
 - (1) その者が特別特定減額前給料月額に係 る特別特定減額日のうち最も遅い日の前 日に現に退職した理由と同一の理由によ り退職したものとし、かつ、その者の同 日までの勤続期間及び特別特定減額前給 料月額を基礎として、第3条から第5条 までの規定により計算した場合の退職手 当の基本額に相当する額
 - (2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を 乗じて得た額
 - ア その者が7割措置減額日の前日に現 に退職した理由と同一の理由により退 職したものとし、かつ、その者の勤続 期間及び7割措置前給料月額を基礎と して、第3条から第5条までの規定に より計算した額であるものとした場合 における当該退職手当の基本額の7割 措置前給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給

改 正 案	改	正	前
料月額に対する割合			
(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合か			
<u>ら</u> イに掲げる割合を控除した割合を乗じ			
<u>て得た額</u>			
ア その者に対する退職手当の基本額が			
第3条から第5条までの規定により計			
算した額であるものとした場合におけ			
る当該退職手当の基本額の退職日給料			
月額に対する割合			
イ 前号に掲げる額の7割措置前給料月			
額に対する割合 (追加)			

(3) 第3条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

75	正	宏

(初任給、昇給及び昇格等の基準)

第4条 略

2及び3 略

- 4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日 前1年間における当該職員の勤務成績に応 じて、行うものとする。この場合におい て、同日の翌日から昇給を行う日の前日ま での間に当該職員が法第29条の規定によ る懲戒処分を受けたことその他これに準ず るものとして規則で定める事由に該当した ときは、これらの事由を併せて考慮するも のとする。 (追加)
- 5 略
- 6 55歳(規則で定める職員にあっては、 56歳以上の年齢で規則で定めるもの)に 達した日以後直近の3月31日を超えて在 職する職員の第4項の規定による昇給は、 同項前段に規定する期間における当該職員 の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項 後段の規定の適用を受けない場合に限り行 うものとし、昇給させる場合の昇給の号給 数は、勤務成績に応じて規則で定める基準 に従い決定するものとする。

7~9 略

10 第4項及び第5項に規定する勤務成績 とは、人事評価の結果その他勤務の状況を 示す 事実に基づくものとす る。

TE. 改 前

(初任給、昇給及び昇格等の基準)

第4条 略

2及び3 略

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日 前1年間におけるその者 の勤務成績に応 じて、行うものとする。

6 55歳(規則で定める職員にあっては、 56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を 超える職員に関する前項の規定の適用につ いては、同項中「4号給(一般行政職給料 表の適用を受ける職員でその職務の級が6 級以上であるもの及び同表以外の各給料表 の適用を受ける職員でその職務の級がこれ に相当するものとして規則で定める職員に あっては、3号給)」とあるのは、「2号 給」とする。

$7 \sim 9$ 略

10 第4項及び第5項に規定する勤務成績 とは、勤務評定その他勤務実績を判定する に足ると認められた事実に基づくものとす る。

11 法第22条の4又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第4条若しくは第5条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員等の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員等の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(削除)

12 略

(管理職手当)

第9条 略

- 2 管理職手当の額は、前項に規定する職に ある職員の属する職務の級における最高の 号給の給料月額の<u>100分の25</u>の範囲内 において規則で定める額とする。
- 3及び4 略

(通勤手当)

第13条 略

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル

改 正 前

11 法第28条の4第1項、第28条の5 第1項若しくは第28条の6第1項若しく は第2項又は地方公共団体の一般職の任期 付職員の採用に関する法律(平成14年法 律第48号)第4条若しくは第5条の規定 により採用された職員(以下「再任用職員 等」という。)の給料月額は、その者に適 用される給料表の再任用職員等の欄に掲げ る給料月額のうち、その者の属する職務の 級に応じた額とする。

12 再任用職員等のうち法第28条の5第 1項若しくは第28条の6第2項又は地方 公共団体の一般職の任期付職員の採用に関 する法律第5条の規定により採用された職 員(以下「再任用短時間勤務職員等」とい う。)の給料月額は、前項の規定にかかわ らず、同項の規定による給料月額に、勤務 時間条例第2条第3項の規定により定めら れたその者の勤務時間を同条第1項に規定 する勤務時間で除して得た数を乗じて得た 額とする。

<u>13</u> 略

(管理職手当)

第9条 略

- 2 管理職手当の額は、前項に規定する職に ある職員の属する職務の級における最高の 号給の給料月額の<u>100分の18</u>の範囲内 において規則で定める額とする。
- 3及び4 略

(通勤手当)

第13条 略

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金(以下

一「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル

未満であるもの及び第3号に掲げる職員 を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下<u>この条において</u>「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 略

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期 間につき、規則で定めるところにより算 出した当該職員の支給単位期間の通勤に 要する運賃等の額に相当する額(以下 この号において「運賃等相当額」とい う。)。ただし、運賃等相当額を支給単 位期間の月数で除して得た額(以下この 号及び第3号において「1月当たりの運 賃等相当額」という。)が5万 5,000円を超えるときは、支給単位 期間につき、5万5,000円に支給単 位期間の月数を乗じて得た額(当該職員 が2以上の交通機関を利用するものとし て当該運賃等の額を算出する場合におい て、1月当たりの運賃等相当額の合計額 が5万5,000円を超えるときは、<u>当</u> 該職員の通勤手当に係る支給単位期間の うち最も長い支給単位期間につき、5万 5,000円に当該支給単位期間の月数 を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 5万 5,000円を超えない範囲内で規則で 定める額(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 等のうち、支給単位期間当たりの通勤回 数を考慮して規則で定める職員にあって は、その額から、その額に規則で定める 割合を乗じて得た額を減じた額)
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を 利用せず、かつ、自動車等を使用しない で徒歩により通勤するものとした場合の

改 正 前

未満であるもの及び第3号に掲げる職員 を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下____「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員

(3) 略

を除く。)

2 略

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>以下「運賃等相当額</u>」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(<u>以下「1</u>月当たりの運賃等相当額

」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を 利用せず、かつ、自動車等を使用しない で徒歩により通勤するものとした場合の

通勤距離、交通機関の利用距離及び自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

$3 \sim 7$ 略

(時間外勤務手当)

第14条 略

2 時間外勤務手当の額は、正規の勤務時間 を超えて勤務した時間1時間につき、規則 で定める額に正規の勤務時間を超えてした 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100分の125から100分の150ま での範囲内で規則で定める割合(その勤務 が午後10時から翌日の午前5時までの間 である場合には、その割合に100分の 25を加算した割合)を乗じて得た額とす る。

(1)及び(2) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 略

5 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規 の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤 務時間条例第3条第1項、第4条及び第5 条に規定する週休日における勤務のうち規 則で定めるものを除く。)の時間と割振り 変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務

改 正 前

通勤距離、交通機関の利用距離及び自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

$3 \sim 7$ 略

(時間外勤務手当)

第14条 略

2 時間外勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき、規則で定める額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1)及び(2) 略

3 再任用短時間勤務職員等 が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 昭

5 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規 の勤務時間を超えて勤務することを命ぜら れ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤 務時間条例第3条第1項、第4条及び第5 条に規定する週休日における勤務のうち規 則で定めるものを除く。)の時間と割振り 変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務

の時間との合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、第1項及び第2項

______の規定にかかわらず、勤務 1時間につき、規則で定める額に次の各号 に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当 として支給する。

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後 10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)
- (2) 略
- 6及び7 略

(期末手当)

第22条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の122.5 (一般行政職給料表 の適用を受ける職員でその職務の級が8級 であるもの(第23条において「特定幹部 職員」という。)にあっては100分の 102.5)を乗じて得た額に、基準日以 前6月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略
- 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>に対する 前項の規定の適用については、同項中 「100分の122.5」とあるのは 「100分の67.5」と、「100分の 102.5」とあるのは「100分の 57.5」とする。

$4 \sim 6$ 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月 1日(以下<u>この項から第3項までにおいて</u> これらの日を「基準日」という。)にそれ ぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月 以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に 応じて、それぞれ基準日の属する月の規則 で定める日に支給する。これらの基準日前 1月以内に退職し、又は死亡した職員(規

改 正 前

の時間との合計が1月について60時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、第1項、第2項(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後 10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
- (2) 略
- 6及び7 略

(期末手当)

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の122.5 (一般行政職給料表 の適用を受ける職員でその職務の級が8級 であるもの(第23条において「特定幹部 職員」という。)にあっては100分の 102.5)を乗じて得た額に、基準日以 前6月以内の期間における<u>その者</u>の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略

3 再任用職員等 に対する 前項の規定の適用については、同項中 「100分の122.5」とあるのは 「100分の67.5」と、「100分の 102.5」とあるのは「100分の 57.5」とする。

$4 \sim 6$ 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月 1日(以下この条において

これらの日を「基準日」という。)にそれ ぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月 以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に 応じて、それぞれ基準日の属する月の規則 で定める日に支給する。これらの基準日前 1月以内に退職し、又は死亡した職員(規

改 正 案

則で定める職員を除く。) についても、同 様とする。

2 略

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあ っては、退職し、又は死亡した日現在。 次項において同じ。) において受けるべ き扶養手当の月額及びこれに対する地域 手当の月額の合計額を加算した額に 100分の97.5 (特定幹部職員にあ っては、<u>100分の117.5</u>)を乗じ て得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員等 当該定年前再任用短時間勤 <u>務職員等</u>の勤勉手当基礎額に<u>100分の</u> 47.5 (特定幹部職員にあっては、 <u>100分の57.5</u>) を乗じて得た額の 総額

$3\sim5$ 略

(定年前再任用短時間勤務職員等について の適用除外)

第24条の3 第4条第3項から第10項ま で及び第10条から第12条の3までの規 定は、定年前再任用短時間勤務職員等(地 方公共団体の一般職の任期付職員の採用に 関する法律第4条の規定により採用された 職員を除く。)には適用しない。

附則

$1\sim5$ 略

(給与の減額に関する特例)

6 当分の間、第21条の規定にかかわら ず、職員が負傷(公務上の負傷及び通勤に よる負傷を除く。) 若しくは疾病(公務上 の疾病及び通勤による疾病を除く。以下こ の項において同じ。)に係る療養のため、 又は疾病に係る就業禁止の措置(規則で定 <u>める措置</u>に限る。)により、当該療養のた めの病気休暇又は当該措置の開始の日から 起算して90日(規則で定める場合には 、1年)を超えて引き続き勤務しない ときは、その期間経過後の当該病気休暇又 は当該措置に係る日につき、給料の半額を

改 正. 前

則で定める職員を除く。) についても、同 様とする。

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員等

以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあ っては、退職し、又は死亡した日現在。 次項において同じ。) において受けるべ き扶養手当の月額及びこれに対する地域 手当の月額の合計額を加算した額に 100分の97.5 (特定幹部職員にあ っては、<u>100分の117.5</u>)を乗じ て得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員等

当該再任用職員等

の勤勉手当基礎額に100分の 47.5 (特定幹部職員にあっては、 <u>100分の57.5</u>) を乗じて得た額の 総額

$3\sim5$ 略

(再任用職員等 について

の適用除外)

第24条の3 第10条

から第12条の3までの規 定は、再任用職員等 方公共団体の一般職の任期付職員の採用に 関する法律第4条の規定により採用された 職員を除く。)には適用しない。

附則

$1\sim5$ 略

(給与の減額に関する特例)

6 当分の間、第21条の規定にかかわら ず、職員が負傷(公務上の負傷及び通勤に よる負傷を除く。) 若しくは疾病(公務上 の疾病及び通勤による疾病を除く。以下こ の項において同じ。)に係る療養のため、 又は疾病に係る就業禁止の措置(規則で定 <u>めるもの</u>に限る。)により、当該療養のた めの病気休暇又は当該措置の開始の日から 起算して90日(規則で定める場合にあっ ては、1年)を超えて引き続き勤務しない ときは、その期間経過後の当該病気休暇又 は当該措置に係る日につき、給料の半額を

改 正 前

減ずる。

 $7 \sim 16$ 略

(定年引上げに伴う経過措置)

- 17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第19項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円に切り上げるものとする。)とする。 (追加)
- 18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律 により任期を定めて任用される職員及び 非常勤職員
 - (2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年上越市条例第号)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年上越市条例第20号)第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師
 - (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1 項又は第2項の規定により法第28条の 2第1項に規定する異動期間(同条例第 9条第1項又は第2項の規定により延長 された期間を含む。)を延長された同条 例第6条に規定する職を占める職員
 - (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1 項又は第2項の規定により勤務している 職員(同条例第2条に規定する定年退職 日において前項の規定が適用されていた 職員を除く。) (追加)
- 19 法第28条の2第4項に規定する他の 職への降任等をされた職員であって、当該 他の職への降任等をされた日(以下この項 及び附則第21項において「異動日」とい う。)の前日から引き続き同一の給料表の 適用を受ける職員のうち、特定日に附則第

減ずる。

 $7 \sim 16$ 略

17項の規定により当該職員の受ける給料 月額(以下この項において 「特定日給料月 額」という。) が異動日の前日に当該職員 が受けていた給料月額に100分の70を 乗じて得た額(当該額に、50円未満の端 数を生じたときはこれを切り捨て、50円 以上100円未満の端数を生じたときはこ れを100円に切り上げるものとする。以 下この項において「基礎給料月額」とい <u>う。)に達しないこととなる職員(規則で</u> 定める職員を除く。)には、当分の間、特 定日以後、附則第17項の規定により当該 職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月 額と特定日給料月額との差額に相当する額 を給料として支給する。 (追加)

- 20 前項の規定による給料の額と当該給料 を支給される職員の受ける給料月額との合 計額が第4条第2項の規定により当該職員 の属する職務の級における最高の号級の給 料月額を超える場合における前項の規定の 適用については、同項中「基礎給料月額と 特定日給料月額」とあるのは、「第4条第 2項の規定により当該職員の属する職務の 級における最高の号給の給料月額と当該職 員の受ける給料月額」とする。(追加)
- 21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、同項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 (追加)
- 22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 (追加)

- 改 正 前
- 23 附則第19項又は前2項の規定による 給料を支給される職員に対する第22条第 5項(第23条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第 22条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第19項、第21 項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。 (追加)
- 24 附則第17項から前項までに定めるも ののほか、附則第17項の規定による給料 月額、附則第19項の規定による給料その 他附則第17項から前項までの規定の施行 に関し必要な事項は、規則で定める。

(追加)

別表第1~3 別掲のとおり

別表第4(第3条、第27条関係) 等級別基準職務表

(1) 一般行政職給料表等級別基準職務表

	職務	職務の内容						
l	の級	10.724 - 1.4 H						
	1級	定型的な業務を行う職務						
	2級	高度の知識又は経験を必要と						
		する業務を行う職務						
	3級	主任の職務						
	4級	1 係長の職務						
		2 困難な所掌事務を行う主						
		任の職務						
	5級	副課長の職務						
	6級	課長の職務						
	7級	困難な所掌事務を行う課長の						
		職務						
	8級	部長の職務						

別表第1~3 別掲のとおり

別表第4(第3条、第27条関係) 等級別基準職務表

(1) 一般行政職給料表等級別基準職務表

職務	職務の内容
の級	収扱の行行
1級	主事若しくは技師又はこれら
	に相当する職(以下「主事等」
	という。)の職務
2級	困難な所掌事務を行う主事等
	の職務
3級	主任の職務
4級	1 副参事の職務
	2 係長若しくは班長又はこ
	れらに相当する職の職務
	3 困難な所掌事務を行う主
	任の職務
5級	1 副課長若しくはグループ
	長又はこれらに相当する職
	の職務
	2 困難な所掌事務を行う副
	参事の職務
6級	課長又はこれに相当する職(以
	下「課長等」という。)の職務
7級	困難な所掌事務を行う課長等
	の職務
8級	1 理事の職務
	2 部長又はこれに相当する

改 正 案	改 正 前
	職の職務
(2)~(4) 略	· (2)~(4) 略

※ 破線部分は、12月定例会に提案の議案第119号一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例により改正するもの (別掲)

改 正 案

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

		1111和1171							
職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5 級	6 級	7級	8級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1								
任用									
短時									
間勤									
務職	5	(略)							
<u>員等</u>									
以外									
の職									
員	124								
	125		304, 200						
定年		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
前再		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
任用									
短時									
間勤		105 500	0.1 = 0.00		a =		0.1 = 1.00	.=	
務職		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900
員等									

(別掲)

改 正 前

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員		1級	2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級	8級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円	円	円	円
用職	1								
<u>員等</u>									
	5	(略)							
以外									
の職									
員	124								
	125		304, 200						
再任									
用職									
<u>員等</u>									
		187, 700	215, 200	255, 200	274,600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

別表第2 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員の区	職務の級	1級	2級	3 級	4 級	5 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円
<u>前再</u>	1					
<u>任用</u>						
短時						
間勤						
務職	5	(略)				
<u>員等</u>						
以外						
の職	100					
員	136					
	137	11. 34. 44	272, 100	11: 346 64	11: 34: 11	11. 54. 77
<u>定年</u>		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
前再		147月 領	村月 領	村月碩	村月 領	村月 領
任用						
短時						
間勤		193, 600	204, 700	223, 200	244, 000	274, 700
務職		195, 600	204, 700	223, 200	244,000	274, 700
<u>員等</u>						

(別掲)

改 正 前

別表第2 (第3条関係)

技能労務職給料表

12/11/	T 73 373.	1文化力势帆和科衣						
職員の区	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5 級		
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		
<u>再任</u> <u>用職</u> <u>員等</u>	1	円	円	円	円	円		
	\$	(略)						
以外の職員	136							
	137		272, 100					
<u>再任</u> <u>用職</u> <u>員等</u> ——		193, 600	204, 700	223, 200	244, 000	274, 700		

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表

職員の区	職務の級	1級	2級	3 級	4 級	5 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円
<u>前再</u>	1					
任用						
短時						
間勤						
<u>務職</u>	5	(略)				
<u>員等</u>						
以外						
の職	0.0					
員	96					
	97	-t-t->///. / A	486, 800			
定年		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
前再		竹刀帜	竹刀帜	竹万镇	14万镇	47万镇
任用						
<u>短時</u>						
間勤		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000	565, 900
務職		230, 200	330, 000	555, 000	400,000	303, 300
<u>員等</u>						

改 正 前

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表

	区/ 京帆和 代衣						
職員の区	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5 級	
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
<u>再任</u>		円	円	円	円	円	
用職	1						
<u>員等</u>							
	((m/z)					
	5	(略)					
以外							
の職							
員	96						
	97		486, 800				
再任							
用職							
<u>員等</u>							
		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000	565, 900	

(4) 第4条の規定による職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正 (下線部分が改正箇所)

> 改 正 案

改 正 前

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、 その発令の日に受ける給料月額(法第22 条の2第1項第1号に掲げる職員について は、報酬の額(一般職の職員の給与に関す る条例(昭和46年上越市条例第75号) 第26条第1項第1号に規定する付加報酬 を除く。))の10分の1以下に相当する 額を給与から減ずるものとする。この場合 において、その減ずる額が現に受ける給料 月額の10分の1に相当する額を超えると きは、当該額を減ずるものとする。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、 給料月額(法第22

条の2第1項第1号に掲げる職員について は、報酬の額(一般職の職員の給与に関す る条例(昭和46年上越市条例第75号) 第26条第1項第1号に規定する付加報酬 を除く。))の10分の1以下に相当する 額を給与から減ずるものとする。

(追加)

(5) 第5条の規定による職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正 (下線部分が改正箇所)

改 正 案

職員の分限に関する手続及び効果 に

前

職員の分限に関する手続及び効果等に 関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和│第1条 この条例は、地方公務員法(昭和 25年法律第261号。以下「法」とい う。)第27条第2項、第28条第3項及 び第4項の規定に基づき、職員の意に反す る降給の事由並びに降任、免職、休職及び 降給の手続及び効果並びに失職の例外につ いて必要な事項を定めるものとする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反 <u>して、当該職員の職務の級を同一の給料表</u> の下位の職務の級に変更することをいう。 以下同じ。)及び降号(職員の意に反し て、当該職員の号給を同一の職務の級の下 位の号給に変更することをいう。以下同 じ。)並びに法第28条の2第1項に規定 する降給(同項本文の規定による他の職へ の転任により現に属する職務の級より同一 の給料表の下位の職務の級に分類されてい る職務を遂行することとなった場合におい て、降格することをいう。)とする。

関する条例

改

(趣旨)

25年法律第261号。以下「法」とい び第4項の規定に基づき、職員の意に反す る降任、免職及び休職

正

の手続及び効果並びに失職の例外につ いて必要な事項を定めるものとする。

改 正 案

改 正 前

(降格の事由)

- 第3条 任命権者は、職員が降任により現に 属する職務の級より同一の給料表の下位の 職務の級に分類されている職務を遂行する こととなった場合のほか、次の各号のいず れかに掲げる事由に該当し、必要があると 認める場合は、当該職員を降格するものと する。この場合において、第2号の規定に より職員のうちいずれを降格させるかは、 任命権者が勤務成績、勤務年数その他の事 実に基づき、公正に判断して定めるものと する。
 - (1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する 場合(職員が降任された場合を除く。) ア 人事評価の結果その他勤務の状況を 示す事実に基づき勤務実績が良くない と認められる場合において、指導等を 行ったにもかかわらず、なお勤務実績 が良くない状態が改善されないときで あって、当該職員がその職務の級に分 類されている職務を遂行することが困 難であると認められるとき。
 - イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
 - ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導等を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。(ア及びイに掲げる場合を除く。)
 - (2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減 少により職員の属する職務の級の職の数 に不足が生じた場合 (追加) (降号の事由)
- 第4条 任命権者は、人事評価の結果その他 勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が 良くないと認められる場合であり、かつ、 その職務の級に分類されている職務を遂行 することが可能であると認められる場合で

改 正 案

改 正 前

あって、指導等を行ったにもかかわらず、 なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるとき は、当該職員を降号するものとする。

(追加)

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第5条 略

2 職員の意に反する降任<u>、免職、休職又は</u> <u>降給</u>の処分は、その旨を記載した書面を当 該職員に交付して行わなければならない。 (受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。 (追加)(休職の効果)

<u>第7条</u> 略

<u>第8条</u>~<u>第10条</u> 略

附則

 $1 \sim 3$ 略

<u>(一般職の職員の給与に関する条例附則第</u> <u>17項の規定が適用される職員に関する経</u> 過措置)

- 4 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 46年上越市条例第75号)附則第17項 の規定の適用を受ける職員に対する第2条 の規定の適用については、当分の間、第2 条中「とする」とあるのは「並びに一般職 の職員の給与に関する条例(昭和46年上 越市条例第75号)附則第17項の規定に よる降給とする」とする。 (追加)
- 5 第5条第2項の規定は、一般職の職員の 給与に関する条例附則第17項の規定によ る降給の場合には、適用しない。この場合 において、同項の規定の適用を受ける職員 には、同項の規定の適用により給料月額が 異動することとなった旨の通知を行うもの とする。 (追加)

(降任、免職及び休職 の手続)

第2条 略

2 職員の意に反する降任<u>若しくは免職又は</u> 休職の処分は、その旨を記載した書面を当 該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 略

<u>第4条</u>~<u>第6条</u> 略

附則

 $1 \sim 3$ 略

(6) 第6条の規定による職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(追加)

(4)及び(5) 略

職員

(育児短時間勤務をすることができない職 員)

第10条 略

(1)及び(2) 略

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1 項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 (追加)

(育児短時間勤務をしている職員について の給与条例の特例)

第17条 略

711	(略)	-		
				(削除)
	第13	<u>定年</u>	地方公務員の育児	
	条第2	<u>前 再</u>	休業等に関する法	
	項第2	任用	律(平成3年法律	
	号	短 時	第110号)第	
		間勤	10条第3項の規	
		務 職	定により同条第1	
		<u>員等</u>	項に規定する育児	
			短時間勤務の承認	
			を得た職員(以下	
			「育児短時間勤務	
			職員」という。)	
	(略)			

(3)及び(4) 略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 略

(1)及び(2) 略

(育児短時間勤務をしている職員について の給与条例の特例)

第17条 略

(略) 第4条 とす に、算出率を乗じて得た額とする項 第13 再任 地方公務員の育児 体業等に関する法項第2 時間 律(平成3年法律 第110号)第 職員 10条第3項の規
第11 る て得た額とする 項 第13 再任 地方公務員の育児 条第2 用短 休業等に関する法項第2 時間 律(平成3年法律第10号)第
項 期 期 地方公務員の育児 第13 再任 地方公務員の育児 条第2 用短 休業等に関する法 項第2 時間 律(平成3年法律 号 勤務 第110号)第
第13 <u>再任</u> 地方公務員の育児 条第2 <u>用短</u> 休業等に関する法 項第2 <u>時間</u> 律(平成3年法律 号 <u>勤務</u> 第110号)第
条第2用短休業等に関する法項第2時間律(平成3年法律号勤務第110号)第
項第2 時間 律 (平成3年法律 号 勤務 第110号)第
号 <u>勤務</u> 第 1 1 0 号)第
職員 10条第3項の規
<u>等</u> 定により同条第1
頃に規定する育児
短時間勤務の承認
を得た職員(以下
「育児短時間勤務
職員」という。)
(略)
第14 第3 職員の育児休業等
条第5 項 に関する条例(平
項 成4年上越市条例
第9号。以下「育
児休業条例」とい

改 正 案						改 正 前				
				(削除)				う。)第17条		
	第14	要し	要しない。ただ	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		第14	要し	要しない。ただ		
	条第 6	ない	し、当該時間が職			条第6	ない	し、当該時間が育		
	項		員の育児休業等に			項		一 児休業条例		
			関する条例(平成							
			4年上越市条例第							
			<u>9号)</u> 第17条の					第17条の		
			規定により読み替					規定により読み替		
			えられた同項ただ					えられた同項ただ		
			し書に規定する7					し書に規定する7		
			時間45分に達す					時間45分に達す		
			るまでの間の勤務					るまでの間の勤務		
			に係る時間である					に係る時間である		
			場合にあっては、					場合にあっては、		
			規則で定める額に					規則で定める額に		
			100分の150					100分の150		
			(その時間が午後					(その時間が午後		
			10時から翌日の					10時から翌日の		
			午前5時までの間					午前5時までの間		
			である場合は、					である場合は、		
			100分の175)					100分の175)		
			から100分の					から100分の		
			100 (その時間					100 (その時間		
			が午後10時から					が午後10時から		
			翌日の午前5時ま					翌日の午前5時ま		
			での間である場合					での間である場合		
			は、100分の					は、100分の		
			125)を減じた					125)を減じた		
			割合を乗じて得た					割合を乗じて得た		
	(m/z)		額とする			(m/z)		額とする		
	(略)	<i>₩</i> n± nn n	出来時日についての	6Λ Γ- ⁄2		(略)		サカック ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	巨力	
	(仕期付 例の特例		動務職員についての	稻		(仕期竹 例の特例		勘務職員についての給	'争栄	
) 略					<i>)</i> 略			
777	(略)	<u>"H</u>			\ \ \	(略)	ru			
	第13	定年前	地方公務員の育			第13	再任用	地方公務員の育		
	条第 2	再任用				条第 2	短時間	-		
	項第2	短時間				項第2	勤務職	-		
	号	勤務職	` 			号	員等	年法律第110		
	-	<u> </u>	号)第18条第			-		- 号)第18条第		
		<u> </u>	1項の規定によ					1項の規定によ		
			り採用された同					り採用された同		
			項に規定する短					項に規定する短		
			時間勤務職員					時間勤務職員		

		改	正案			改	正前	
			(以下「任期付				(以下「任期付	
			短時間勤務職				短時間勤務職	
			員」という。)				員」という。)	
	(略)				(略)			
					第14	第3項	職員の育児休業	
					条第5		等に関する条例	
					項		(平成4年上越	
							市条例第9号。	
							以下「育児休業	
							条例」とい	
				(削除)			う。)第21条	
1	第14	要しな	要しない。ただ		第14	要しな	要しない。ただ	
É	条第6	٧١	し、当該時間が		条第6	V	し、当該時間が	
J	項		職員の育児休業		項		育児休業条例	
			等に関する条例					
			(平成4年上越					
			市条例第9号)					
			第21条の規定				第21条の規定	
			により読み替え				により読み替え	
			られた同項ただ				られた同項ただ	
			し書に規定する				し書に規定する	
			7時間45分に				7時間45分に	
			達するまでの間				達するまでの間	
			の勤務に係る時				の勤務に係る時	
			間である場合に				間である場合に	
			あっては、規則				あっては、規則	
			で定める額に				で定める額に	
			100分の150				100分の150	
			(その時間が午				(その時間が午	
			後10時から翌				後10時から翌	
			日の午前5時ま				日の午前5時ま	
			での間である場				での間である場	
			合は、100分				合は、100分	
			の175)から				の175)から	
			100分の100				100分の100	
			(その時間が午				(その時間が午	
			後10時から翌				後10時から翌	
			日の午前5時ま				日の午前5時ま	
			での間である場				での間である場	
			合は、100分				合は、100分	
			の125)を減				の125)を減した事じ	
			じた割合を乗じ				じた割合を乗じ	
	## C 4	力尼士	て得た額とする		第 2 4	まな四	て得た額とする	
]	第24	定年前	任期付短時間勤		第24	再任用	任期付短時間勤	

		改	正	案			改
	条の3	再任用	務職」			条の3	職員等
	の見出	短時間				の見出	
	L	勤務職				L	
_		<u>員等</u>					
	第24	(略)				第24	(略)
	条の3	定年前	任期	付短時間勤		条の3	再任用
		再任用	務職員	員			職員等
		短時間					
		勤務職					
		<u>員</u> 等 (地					(地
		方公共					方公共
		団体の					団体の
		一般職					一般職
		の任期					の任期
		付職員					付職員
		の採用					の採用
		に関す					に関す
		る法律					る法律
		第4条					第4条
		の規定					の規定
		により					により
		採用さ					採用さ
		れた職					れた職
		員を除					員を除
		<.)					⟨。)

(部分休業を請求することができない職 員)

第22条 略

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間</u>勤務職員等」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第23条 部分休業(育児休業法第19条第 1項に規定する部分休業をいう。以下同 じ。)の承認は、職員の勤務時間、休暇等 に関する条例第7条第1項に規定する正規 の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短</u> 時間勤務職員等を除く。以下この条におい て同じ。)にあっては、当該非常勤職員に ついて定められた勤務時間)の始め又は終 (部分休業を請求することができない職員)

正

務職員

務職員

前

任期付短時間勤

第22条 略

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職</u>員等」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第23条 部分休業(育児休業法第19条第 1項に規定する部分休業をいう。以下同 じ。)の承認は、職員の勤務時間、休暇等 に関する条例第7条第1項に規定する正規 の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤 務職員等 を除く。以下この条におい て同じ。)にあっては、当該非常勤職員に ついて定められた勤務時間)の始め又は終

改 正 案

わりにおいて、30分を単位として行うも のとする。

2及び3 略

附則

 $1 \sim 7$ 略

(給与条例附則第17項の規定が適用され る育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 8 育児短時間勤務職員に対する給与条例附 則第17項の規定の適用については、同項 中「)とする」とあるのは、「)に、勤務 時間条例第2条第2項の規定により定めら れたその者の勤務時間を同条第1項に規定 する勤務時間で除して得た数を乗じて得た 額とする」とする。 (追加)
- 9 育児休業法第17条の規定による短時間 勤務をしている職員が給与条例附則第17 項の規定の適用を受ける場合における第 19条第1項の規定の適用については、同 項中「第17条の規定は」とあるのは、 「第17条及び附則第8項の規定は」とす る。 (追加)

改 正 前

わりにおいて、30分を単位として行うも のとする。

2及び3 略

附則

 $1 \sim 7$ 略

(7) 第7条の規定による職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案

(1週間の勤務時間)

第2条 略

2 略

3 法<u>第22条の4第1項又は第22条の5</u> 第1項

一の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める時間とする。

4及び5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務 時間を割り振らない日をいう。以下同 じ。)とする。ただし、任命権者は、育児 改 正 前

第2条 略

(1週間の勤務時間)

2 略

3 法第28条の4第1項若しくは第28条 の5第1項又は第28条の6第1項若しく は第2項の規定により採用された職員で法 第28条の5第1項に規定する短時間勤務 の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤 務職員 」という。)の勤務時間は、 第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除 き、4週間を超えない期間につき1週間当 たり15時間30分から31時間までの範 囲内で、任命権者が定める時間とする。

4及び5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児

改 正 前

改 正 案

短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものと時間が登り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及 び勤務時間の割振りを定める場合には、規 則の定めるところにより、4週間ごとの期 間につき8日の週休日(育児短時間勤務職 員等にあっては8日以上で当該育児短時間 勤務等の内容に従った週休日、定年前再任 用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職 員にあっては8日以上の週休日)を設けな ければならない。ただし、職務の特殊性又 は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務 職員等にあっては、当該育児短時間勤務等 の内容)により、4週間ごとの期間につき 8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任 用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職 員にあっては、8日以上)の週休日を設け ることが困難である職員について、市長と 協議して、規則の定めるところにより、4 週間を超えない期間につき1週間当たり1 日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職 員等にあっては、4週間を超えない期間に つき1週間当たり1日以上の割合で当該育 児短時間勤務等の内容に従った週休日)を 設ける場合には、この限りでない。

短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務職員 及び任期付短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及 び勤務時間の割振りを定める場合には、規 則の定めるところにより、4週間ごとの期 間につき8日の週休日(育児短時間勤務職 員等にあっては8日以上で当該育児短時間 勤務等の内容に従った週休日、再任用短時 間勤務職員 及び任期付短時間勤務職 員にあっては8日以上の週休日)を設けな ければならない。ただし、職務の特殊性又 は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務 職員等にあっては、当該育児短時間勤務等 の内容)により、4週間ごとの期間につき 8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時 間勤務職員 及び任期付短時間勤務職 員にあっては、8日以上)の週休日を設け ることが困難である職員について、市長と 協議して、規則の定めるところにより、4 週間を超えない期間につき1週間当たり1 日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職 員等にあっては、4週間を超えない期間に つき1週間当たり1日以上の割合で当該育 児短時間勤務等の内容に従った週休日)を 設ける場合には、この限りでない。

改 正 案

改 正 前

(年次有給休暇)

第12条 略

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職 員 20日(育児短時間勤務職員等、定 年前再任用短時間勤務職員及び任期付短 時間勤務職員にあっては、その者の勤務 時間等を考慮し20日を超えない範囲内 で規則で定める日数)

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(臨時職員及び非常勤職員の勤務時間、休 暇等)

第19条 臨時職員及び非常勤職員(定年前 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤 務職員を除く。)の勤務時間、休暇等につ いては、第2条から前条までの規定にかか わらず、その職務の性質等を考慮して市長 が別に定める。

(年次有給休暇)

第12条 略

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職 員 20日(育児短時間勤務職員等、再 任用短時間勤務職員 及び任期付短 時間勤務職員にあっては、その者の勤務 時間等を考慮し20日を超えない範囲内 で規則で定める日数)

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(臨時職員及び非常勤職員の勤務時間、休 暇等)

第19条 臨時職員及び非常勤職員(再任用 短時間勤務職員 及び任期付短時間勤 務職員を除く。)の勤務時間、休暇等につ いては、第2条から前条までの規定にかか わらず、その職務の性質等を考慮して市長 が別に定める。

(8) 第8条の規定による公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	
(職員の派遣)	(職員の
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
(1) 臨時的に任用される職員その他の法律	(1) 臨時
により任期を定めて任用される職員	により
	<u> 方公務</u>
	<u>号)第</u>
	第1項
	第2項
	< 。)
② 非常勤職員(地方公務員法(昭和25	(2) 非常
年法律第261号) 第22条の4第1項	5第1
<u>又は第22条の5第1項</u> の規定により採	
用された職員を除く。)	用され
(3)及び(4)	(3)及び(4)
(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1	
項又は第2項の規定により異動期間(こ	
れたの坦定により延長された期間を含	

む。) を延長された管理監督職を占める

職員

(6) 略

正 前 改

(職員の派遣)

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律 により任期を定めて任用される職員(地 方公務員法(昭和25年法律第261 号) 第28条の4第1項、第28条の5 第1項又は第28条の6第1項若しくは 第2項の規定により採用された職員を除
- (2) 非常勤職員(地方公務員法第28条の 5第1項又は第28条の6第2項 の規定により採 用された職員を除く。)

<u>(5)</u> 略

(追加)

		改	正	案			改	正	前
3	略				3	略			

(9) 第9条の規定による一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案

改 正 前

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員(地方 公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第</u> 22条の4第1項に規定する短時間勤務の 職を占める職員をいう。以下同じ。)を前 条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従 事させることが公務の能率的運営を確保す るために必要である場合には、短時間勤務 職員を任期を定めて採用することができ る。 (短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第</u>28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2及び3 略

2及び3 略

10 第10条の規定による上越市オンブズパーソン条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

	1111111				
改 正 案	改 正 前				
(兼職等の禁止)	(兼職等の禁止)				
第9条 略	第9条 略				
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略				
(4) 地方公共団体の常勤の職員又は <u>定年前</u>	(4) 地方公共団体の常勤の職員又は <u>再任用</u>				
再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員				
2 略	2 略				

(11) 第11条の規定による職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(高齢者部分休業)	(高齢者部分休業)
第2条 略	第2条 略
2 法第26条の3第1項の条例で定める年	2 法第26条の3第1項の条例で定める年
齢は、 <u>60歳</u> とする。ただし、医師にあっ	齢は、 <u>55歳</u> とする。ただし、医師にあっ
ては65歳と	ては65歳と <u>、歯科医師にあっては60歳</u>
する 。	<u>と</u> する。
附則	附 則
(施行期日)	
<u>1</u> 略	略
<u>(経過措置)</u>	
2 令和5年4月1日から令和13年3月	

改 正 案						
31日までの間における第2条第2項の規						
定(職員の定年等に関する条例 正する等の条例(令和4年上						
<u>号)第1条の規定による改</u>						
条ただし書に規定する職員を防用については、次の表の左欄に						
の区分に応じ、第2条第2項中 とあるのは、それぞれ同表の右						
字句とする。	1 作用 (二 7句 () る					
令和5年4月1日から令和	56歳					
7年3月31日まで						
令和7年4月1日から令和 9年3月31日まで	5 7 歳					
令和9年4月1日から令和	58歳					
11年3月31日まで						
↑ 令和11年4月1日から令	5 9 歳					
和13年3月31日まで						
	(追加)					

(12) 第12条の規定による上越市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部 改正

	(ト線部分が改止箇所)
改 正 案	改 正 前
(報告事項)	(報告事項)
第3条 任命権者が前条の規定により報告し	第3条 任命権者が前条の規定により報告し
なければならない事項は、職員(臨時的に	なければならない事項は、職員(臨時的に
任用された職員及び非常勤職員(法 <u>第22</u>	任用された職員及び非常勤職員(法 <u>第28</u>
条の4第1項に規定する短時間勤務の職を	条の5第1項に規定する短時間勤務の職を
占める職員及び法第22条の2第1項第2	占める職員及び法第22条の2第1項第2
号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同	号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同
じ。)に係る次に掲げる事項とする。	じ。)に係る次に掲げる事項とする。
(1)~(11) 略	(1)~(11) 略

職員の定年引上げ制度の概要について

1 職員の定年引上げ

・職員(医師及び歯科医師を除く)の定年60歳を、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げて65歳とする。

年度 (令和)	5・6 年度	7・8 年度	9・10 年度	11・12 年度	13 年度以後
定年	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

2 改正地方公務員法等に基づく制度

(1) 役職定年制(管理監督職勤務上限年齢制)の導入

- ・組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制を導入する。
- ・役職定年制の対象となる管理監督職は、管理職手当を支給される職員の職とする。
- ・管理監督職の職員は、60歳の誕生日からその日以後の最初の4月1日までに、管理監督職以外の職に降任させる。
- ・降任後の職級は、副課長級以下とする。

(2) 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・60 歳に達して定年前に退職した職員は、従前の勤務実績に基づく選考により短時 間勤務の職に採用できるものとする。
- 勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間の範囲内とする。
- ・職級は副課長級以下とする。
- ・給料及び手当は現行の再任用職員と同様とし、勤務時間に応じた額を支給する。

(3) 暫定再任用制度

・再任用制度は廃止する。ただし、定年が段階的に引き上げられる期間は、定年退職後も現行の再任用制度と同様の措置を暫定再任用制度として継続し、65歳までの雇用機会を確保する。

(4) 高齢者部分休業の一部改正

・高齢者部分休業を取得できる開始年齢を、「現行の55歳(医師及び歯科医師を除く)」から「職員の定年から5年を減じた年齢(定年が65歳の場合は60歳)」とする。

(5) 情報提供・意思確認制度

・任命権者は、職員が 60 歳に達する年度の前年度に、当該職員に対し、60 歳に達 して適用される任用及び給与その他の必要な情報を提供するとともに、勤務の意 思を確認する。

(6) 60歳を超える職員の給与に関する措置

ア 給料

- ・60歳を超える職員(60歳を超えて最初の4月1日以後)の給料月額は、適用されていた給料月額に100分の70を乗じて得た額とする。
- ・役職定年制により降任された職員の給料月額は、降任の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額に相当する額(降任後の職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額に調整額を加えた額)とする。

イ 手当

・60 歳超後の給料月額に基づき、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜 間勤務手当、期末手当、勤勉手当等を支給する。

ウ退職手当

- ・60 歳に達して退職する職員の退職手当の基本額は、定年退職と同様の支給率を 用いて計算する。
- ・上記アにより 7 割の給料月額となった場合は、特定減額特例 (ピーク時特例) を適用し、7割となる前の給料月額を基本に退職手当を計算する。

3 施行期日

令和5年4月1日

所 管 委 員 会		員 会	総務常任委員会
関	係 案	章 件	議案第116号~議案第118号
提	出	課	人事課

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を引き上げるほか、副市長の給料について、市長の任期中、月額10%を減ずるもの

2 改正内容

(1) 議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を次のとおり改める。 (議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条、特別職の職員の給与 に関する条例第4条、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念す る義務の特例に関する条例第4条関係)

	改正前	改正後			
区分	令和4年度	令和4年度		令和5年度以後	年間比較
	6・12 月期	6月期	12 月期	6・12 月期	
期末手当	162. 5/100	162. 5/100	167. 5/100	165/100	5/100

<参考>改定に伴う年間の期末手当支給額の比較 (単位:円)

	11 2 1 1/4 / 2/4/1/	*	<u> </u>
区 分	改定前	改定後	年間比較
議 長	2, 064, 660	2, 096, 424	31, 764
副議長	1, 826, 760	1, 854, 864	28, 104
議員	1,719,120	1, 745, 568	26, 448
市 長	3, 203, 284	3, 252, 565	49, 281
副市長	2, 843, 880	2, 887, 632	43, 752
教育長	2, 459, 730	2, 497, 572	37, 842

- (2) (1)の改正のうち令和4年12月期における期末手当の支給割合の改正を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととする。 (議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例附則第3項、特別職の職員の給与に関する条例附則第3項、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例附則第3項関係)
- (3) 令和5年1月1日に在職する市長の同日以後の在職期間における副市長の給料月額を次の表のとおり改める。(特別職の職員の給与に関する条例附則第12項関係)

ロス	条例上の	減額後の	比較	
区分	給料月額	給料月額	月額	減額率
副市長	729, 200 円	656, 280 円	△72,920 円	△10/100

- (4) 令和5年1月1日に在職する市長の同日以後の在職期間における副市長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、(3)により減額される前の給料月額とする。 (特別職の職員の退職手当に関する条例附則第5項関係)
- (5) 引用条項を整理する。(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専 念する義務の特例に関する条例附則第6項関係)

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 令和4年12月期における期末手当の支給割合の改正及び2(2)の規定 公布の日 (令和4年4月1日から適用)
- (2) 2(3)、(4)及び(5)の規定 令和5年1月1日
- (3) 令和5年度以降の期末手当の支給割合の改正 令和5年4月1日

4 新旧対照表

(1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 ア 第1条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改 正 前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 議員の期末手当の額は、期末手当	第5条 議員の期末手当の額は、期末手当
基礎額に、6月に支給する場合において	基礎額に <u>100分の162.5</u>
は100分の162.5、12月に支給	
する場合においては100分の	
<u>167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以	を乗じて得た額に、基準日以
前6月以内の期間におけるその者の在職	前6月以内の期間におけるその者の在職
期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当	期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当
該各号に定める割合を乗じて得た額とす	該各号に定める割合を乗じて得た額とす
る。	る。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
2 略	2 略

イ 第2条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後	
(期末手当)	(期末手当)	
第5条 議員の期末手当の額は、期末手当	第5条 議員の期末手当の額は、期末手当	
基礎額に100分の165	基礎額に <u>、6月に支給する場合において</u>	
	は100分の162.5、12月に支給	

第2条の規定による改正案

を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

2 略

第1条の規定による改正後

する場合においては100分の 167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

2 略

(2) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案

(期末手当)

第4条 特別職の職員の期末手当の額は、 期末手当基礎額に、6月に支給する場合 においては100分の162.5、12 月に支給する場合においては100分の 167.5 を乗じて得た額に、基準日以 前6月以内の期間におけるその者の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額とす る。

(1)~(4) 略

2 略

附則

1及び2 略

(給料月額の特例)

- $3 \sim 11$ 略
- 12 令和5年1月1日に在職する市長の 同日以後の在職期間における副市長の給料月額は、第3条第2号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその額の 100分の10に相当する額を減じて得た額とする。 (追加)

(期末手当の特例)

<u>13~16</u> 略

改 正 前

(期末手当)

第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の162.5

を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

2 略

附則

1及び2 略

(給料月額の特例)

 $3 \sim 1 \ 1$ 略

(期末手当の特例)

<u>12~15</u> 略

イ 第2条の規定による特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
(期末手当)	(期末手当)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
第4条 特別職の職員の期末手当の額は、	第4条 特別職の職員の期末手当の額は、
期末手当基礎額に100分の165	期末手当基礎額に、6月に支給する場合
	においては100分の162.5、12
	月に支給する場合においては100分の
を乗じて得た額に、基準日以	<u>167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以
前6月以内の期間におけるその者の在職	前6月以内の期間におけるその者の在職
期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当	期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当
該各号に定める割合を乗じて得た額とす	該各号に定める割合を乗じて得た額とす
る。	る。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
2 略	2 略

ウ 附則第4項の規定による特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正 (下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
附則	附則
1~4 略	$1 \sim 4$ 略
(令和5年1月1日に在職する市長の同	
日以後の在職期間における副市長の退職	
手当の額の算定の基礎となる給料月額)	
5 令和5年1月1日に在職する市長の同	
日以後の在職期間における副市長の退職	
手当の額の算定の基礎となる給料月額	
は、特別職の職員の給与に関する条例の	
一部を改正する条例(令和4年上越市条	
例第 号)による改正後の特別職の職員	
の給与に関する条例(昭和47年上越市	
条例第42号)附則第12項の規定にか	
かわらず、同項の規定により減額される	
前の給料月額とする。 (追加)	

エ 附則第5項の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に 専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
附則	附則
1及び2 略	1及び2 略
(期末手当の特例)	(期末手当の特例)
3~5 略	3~5 略
6 特別職の職員の給与に関する条例(昭	6 特別職の職員の給与に関する条例(昭
和47年上越市条例第42号)附則第	和 4 7 年上越市条例第 4 2 号) 附則第
16項に規定する場合における平成25	<u>15項</u> に規定する場合における平成25

改正案

年12月に支給する期末手当の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

改 正 前

年12月に支給する期末手当の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念 する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案

(期末手当)

第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

2 略

改 正 前

(期末手当)

第4条 教育長の期末手当の額は、期末手 当基礎額に100分の162.5

を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

2 略

イ 第2条の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念 する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案

(期末手当)

第4条 教育長の期末手当の額は、期末手 当基礎額に100分の165

を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

第1条の規定による改正後

(期末手当)

第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

第2条の規定による改正案		第1条の規定による改正後
2 略	2	略

所	管 委 員	会	総務常任委員会
関	係 案	件	議案第119号
提	出	課	人事課

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、一般職の職員に適用される給料表の給料月額を平均で約0.2%引き上げるほか、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるもの

2 改正内容

- (1) 一般行政職給料表、技能労務職給料表及び医療職給料表の給料月額を改定し、平均で約0.2%引き上げる。(別表第1一別表第3関係)
- (2) 令和4年12月期及び令和5年6月期以降における期末手当及び勤勉手当の支給 割合を次の表のとおり改める。(第23条、第29条関係)

		改正前		改正後		
区分		令和4年度	令和 4 年度		令和5年度以降	年間比較
		6・12 月期	6月期	12 月期	6・12 月期	
下記以外 手		122. 5/100 (102. 5/100)	122. 5/100 (102. 5/100)	122. 5/100 (102. 5/100)	122. 5/100 (102. 5/100)	増減なし
の職員	勤勉 手当	92. 5/100 (112. 5/100)	92. 5/100 (112. 5/100)	102. 5/100 (122. 5/100)	97. 5/100 (117. 5/100)	10/100
再任用職	期末手当	67. 5/100 (57. 5/100)	67. 5/100 (57. 5/100)	67. 5/100 (57. 5/100)	67. 5/100 (57. 5/100)	増減なし
員等	勤勉 手当	45/100 (55/100)	45/100 (55/100)	50/100 (60/100)	47. 5/100 (57. 5/100)	5/100
会計年度 任用職員	期末手当	125/100	125/100	125/100	127. 5/100	5/100

※ () 内の割合は、部長級職員に対する支給割合

- (3) (1)及び(2) (令和4年度に係る部分に限る。)の改正は、令和4年4月1日から適用することとする。(附則第2項関係)
- (4) (1)及び(2) (令和4年度に係る部分に限る。)の改正を適用する場合においては、 改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与 の内払とみなすこととする。(附則第3項関係)
- (5) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間においては、会計年度任用職員に対する給料月額の支給は、それぞれ改正前の別表第1から別表第3までの給料表を適用する。(附則第4項関係)

≪参考≫ 給与改定の主な内容

- ○給料表の改定
 - 一般行政職、技能労務職及び医療職の給料表の給料月額を平均で約0.2%引上げ
 - ・初任給の給料月額を引上げ(大学卒 3,000 円、高校卒 4,000 円の増)
 - ・若年層職員の給料月額を200円~4,100円引上げ
- ○期末・勤勉手当の支給割合の改定
 - ・正規職員 年間で 0.10 月分引上げ(4.30 月分→4.40 月分)
 - ・会計年度任用職員 年間で 0.05 月分引上げ(2.50 月分→2.55 月分)
- 3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 2(1)及び(2)(令和4年度に係る部分に限る。)の改正並びに2(3)、(4)及び(5)の規定 公布の日
- (2) 2(2)(令和5年度以降に係る部分に限る。)の改正 令和5年4月1日
- 4 一般職の職員の給与に関する条例改正案新旧対照表
 - (1) 第1条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所) 第1条の規定による改正案 改 IE. 前 (勤勉手当) (勤勉手当) 第23条 略 第23条 略 2 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員等以外の (1) 前項の職員のうち再任用職員等以外の 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該 職員がそれぞれの基準日現在(退職し、 職員がそれぞれの基準日現在(退職し、 又は死亡した職員にあっては、退職し、 又は死亡した職員にあっては、退職し、 又は死亡した日現在。次項において同 又は死亡した日現在。次項において同 じ。) において受けるべき扶養手当の月 じ。) において受けるべき扶養手当の月 額及びこれに対する地域手当の月額の合 額及びこれに対する地域手当の月額の合 計額を加算した額に、6月に支給する場 計額を加算した額に 合には100分の92.5 (特定幹部職 100分の92.5(特定幹部職 員にあっては、100分の 員にあっては、100分の 112.5)、12月に支給する場合に 1 1 2. 5) は100分の102.5 (特定幹部職員 にあっては、100分の122.5)を 乗じて得た額の総額 乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員等 当該 (2) 前項の職員のうち再任用職員等 当該 再任用職員等の勤勉手当基礎額に、6月 再任用職員等の勤勉手当基礎額に に支給する場合には100分の45 (特 100分の45(特 定幹部職員にあっては、100分の 定幹部職員にあっては、100分の 55) 、12月に支給する場合には 100分の50 (特定幹部職員にあって <u>は、100分の60</u>を乗じて得た額の を乗じて得た額の 総額 総額 $3\sim5$ 略 $3\sim5$ 略

第1条の規定による改正案

改 正 前

別表第1から別表第3まで 別掲のとおり

別表第1から別表第3まで 別掲のとおり

(2) 第2条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案

第1条の規定による改正後

(勤勉手当)

第23条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。 次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域 手当の月額の合計額を加算した額に 100分の97.5

_____(特定幹部職員にあっては、 100分の117.5

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員等</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤</u> <u>務職員等</u>の勤勉手当基礎額に<u>100分の</u> <u>47.5</u> (特定幹 部職員にあっては、<u>100分の</u> 57.5

)を乗じて得た額の

総額

3~5 略

(会計年度任用職員の期末手当)

第29条 略

2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期 末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗 じて得た額に、基準日以前6月以内の期間 におけるその者の在職期間の第22条第2 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。 (勤勉手当)

第23条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員等____

四人の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5 (特定幹部職員にあっては、100分の112.5)、12月に支給する場合には100分の102.5 (特定幹部職員にあっては、100分の122.5 (特定幹部職員にあっては、100分の122.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員等 当該再任用職員等

の勤勉手当基礎額に、6月に支 給する場合には100分の45 (特定幹 部職員にあっては、100分の 55)、12月に支給する場合には 100分の50 (特定幹部職員にあって は、100分の60) を乗じて得た額の 総額

 $3 \sim 5$ 略

(会計年度任用職員の期末手当)

第29条 略

2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
3~5 略	3~5 略

[※] 破線部分は、12月定例会に提案の議案第115号職員の定年等に関する条例の一 部を改正する等の条例により改正するもの

第1条の規定による改正案

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

	職務	^技 給料表							
の区	の級	1級	2級	3 級	4級	5 級	6 級	7級	8級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再		円	円	円	円	円	円	円	円
任	1	150, 100	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200	362, 900	408, 100
用	2	151, 200	200, 300	236, 000	267, 700	292, 900	321, 400	365, 500	410,500
職	3	152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700	367, 900	413,000
員	4	153, 500	203, 900	239, 000	271,000	297, 000	325, 900	370, 500	415, 400
等	5	154, 600	205, 400	240, 300	272, 700	298, 800	328, 100	372, 400	417, 300
以	6	155, 700	207, 200	241, 900	274, 500	300, 800	330, 100	374, 900	419,600
外	7	156, 800	209,000	243, 400	276, 300	302,600	332, 300	377, 200	421,700
\mathcal{O}	8	157, 900	210,800	244, 900	278, 300	304, 200	334, 500	379, 700	423, 900
職	9	158, 900	212, 400	246, 000	280, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900
員	10	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	308, 400	338,600	384, 800	428,000
	11	161,600	216,000	249, 000	284, 100	310,600	340,600	387, 400	430, 100
	12	162, 900	217,800	250, 300	286, 000	312, 900	342,800	390, 100	432, 200
	13	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	315,000	344,600	392, 500	433, 900
	14	165, 600	221,000	253, 000	289, 700	317, 100	346,600	394, 800	435, 700
	15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348,600	397,000	437, 700
	16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350,600	399, 400	439, 700
	17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441,600
	18	171, 200	227,800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400
	19	172,600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200
	20	174,000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358,000	406, 900	446, 900
	21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331,000	359, 900	408, 800	448, 700
	22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361,800	410,600	450, 200
	23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451,600
	24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100
	25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
	26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417,600	455, 800
	27	188, 500	240,700	272, 900	314, 400	342, 400	371,600	419, 100	457, 100
	28	190, 200	241,900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300
	29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
	30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423,600	460,000
	31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460,800
	32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461,500
	33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
	34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428,600	463,000
	35	201, 400	249,000	285, 700	329, 400	357,000	385, 000	429, 900	463, 700
	36	202, 900	250,000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300

改 正 前

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

	1	战給料表 			1	Т		Т	
職員の区	職務 の級	1級	2 級	3級	4級	5級	6 級	7級	8級
分	号給	給料月額							
再		円	円	円	円	円	円	円	円
任	1	146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900	408, 100
用	2	147, 200	197, 300	233, 100	266, 000	291, 900	321, 400	365, 500	410,500
職	3	148, 400	199, 100	234, 600	267, 800	294, 000	323, 700	367, 900	413,000
員	4	149, 500	200,900	236, 200	269, 900	296, 000	325, 900	370, 500	415, 400
等	5	150,600	202, 400	237, 600	271,600	297, 900	328, 100	372, 400	417, 300
以	6	151, 700	204, 200	239, 300	273, 400	300,000	330, 100	374, 900	419,600
外	7	152, 800	206,000	240, 800	275, 200	302, 200	332, 300	377, 200	421,700
の	8	153, 900	207,800	242, 400	277, 200	304, 200	334, 500	379, 700	423, 900
職	9	154, 900	209, 400	243, 500	279, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900
員	10	156, 300	211, 200	245,000	281, 200	308, 400	338,600	384, 800	428,000
	11	157, 600	213,000	246, 600	283, 100	310,600	340,600	387, 400	430, 100
	12	158, 900	214,800	247, 900	285, 000	312, 900	342,800	390, 100	432, 200
	13	160, 100	216, 200	249, 400	287, 000	315, 000	344,600	392, 500	433, 900
	14	161,600	218,000	250, 800	288, 900	317, 100	346,600	394, 800	435, 700
	15	163, 100	219,700	252, 100	290, 800	319, 300	348,600	397,000	437, 700
	16	164, 700	221,500	253, 500	292, 600	321, 400	350,600	399, 400	439, 700
	17	165, 900	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441,600
	18	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400
	19	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200
	20	170, 400	228, 100	260,000	300, 500	329, 300	358,000	406, 900	446, 900
	21	171, 700	229, 500	261,600	302, 400	331,000	359, 900	408,800	448,700
	22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361,800	410,600	450, 200
	23	177, 000	232,800	264, 900	306, 500	335, 100	363,800	412, 400	451,600
	24	179,600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100
	25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
	26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369,600	417,600	455,800
	27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371,600	419, 100	457, 100
	28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373,600	420, 700	458, 300
	29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
	30	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900	423,600	460,000
	31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460,800
	32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461,500
	33	195, 500	245, 400	281,800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
	34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428,600	463,000
	35	198, 400	247,600	285, 500	329, 400	357, 000	385,000	429, 900	463, 700
	36	199, 900	248,900	287, 400	331, 500	358, 700	386,600	431, 100	464, 300

				第1条の規	見定による	改正案				
	37	204, 200	250, 900	289,000	333, 400	360, 100	388,000	432, 300	464, 800	
	38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	
	39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466,000	
	40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466,600	
	41	209, 300	256,000	295, 800	341, 100	365, 500	392,600	435, 300	467, 100	
	42	210,600	257, 400	297, 500	343,000	366, 400	393, 800	436,000	467,600	
	43	211, 900	258,600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468,000	
	44	213, 200	259,800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300	
	45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468,600	
	46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439,000		
	47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400		
	48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100		
	49	219, 200	265,600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440,600		
	50	220, 300	266,600	309, 600	355,000	373, 800	400, 100	441,000		
	51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400,600	441, 400		
	52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401,000	441,800		
	53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200		
	54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442,600		
	55	225, 100	272,000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443,000		
	56	226, 000	273, 100	319,000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300		
	57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443,600		
	58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000		
	59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300		
	60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600		
	62	229, 200 230, 000	278, 100 279, 100	324, 800 325, 700	364, 600 365, 200	381, 000 381, 700	403, 800 404, 100	444, 900		
	63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400			
	64	231, 300	281,000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700			
	65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000			
	66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300			
	67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600			
	68	233, 800	284,000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900			
	69	234, 500	285,000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100			
	70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386,000	406, 400			
	71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700			
	72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407,000			
	73	237,000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200			
	74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500			
	75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407,800			
	76	238, 700	289,600	335, 200	373, 400	388,600	408,000			
	77	239, 300	289,800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200			
	78	240,000	290, 100	336,000	374, 300	389, 200	408, 500			
	79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408,800			
	80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409,000			

		Ī		正	前				
37	201, 200	249,800	289,000	333, 400	360, 100	388,000	432, 300	464,800	
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466,000	
40	205, 000	253,600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466,600	
41	206, 300	255,000	295, 800	341, 100	365, 500	392,600	435, 300	467, 100	
42	207, 600	256, 400	297, 500	343,000	366, 400	393, 800	436,000	467,600	
43	208, 900	257,600	299,000	344, 800	367, 500	395,000	436, 700	468,000	
44	210, 200	258,800	300,600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300	
45	211, 300	260,000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468,600	
46	212,600	261, 200	303, 900	349,600	370, 300	397, 500	439,000		
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400		
48	215, 200	263,600	307, 200	352,600	372, 100	398, 900	440, 100		
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373,000	399, 500	440,600		
50	217, 400	265, 800	309,600	355,000	373, 800	400, 100	441,000		
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400,600	441, 400		
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401,000	441,800		
53	220,600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200		
54	221,600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401,700	442,600		
55	222, 500	271,800	317, 500	360, 100	377, 500	402,000	443,000		
56	223, 500	273, 100	319,000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300		
57	223, 800	274,000	320, 500	362, 100	378, 700	402,600	443,600		
58	224, 600	275,000	321, 700	362, 800	379, 300	402,900	444,000		
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300		
60	226, 100	277,000	324, 100	364, 200	380,600	403, 500	444,600		
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381,000	403,800	444, 900		
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100			
63	228, 600	280,000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400			
64	229, 400	281,000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700			
65	230, 100	281,500	328, 200	366, 900	383, 300	405,000			
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300			
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405,600			
68	232, 700	284,000	330, 100	369,000	385, 100	405, 900			
69	233, 400	285,000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100			
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400			
71	234, 500	286,600	332, 300	370,600	386, 500	406, 700			
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407,000			
		288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200			
		288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500			
		289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407,800			
		289,600	335, 200	373, 400	388, 600	408,000			
		289,800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200			
		290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500			
		290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800			
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409,000			\bot

			ĵ	第1条の規	見定による	改正案			
	81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390,000	409, 200		
	82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
	83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409,800		
	84	243, 400	291,800	338, 800	377, 300	390, 800	410,000		
	85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391,000	410, 200		
	86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
	87	245, 100	292, 700	340,000	378, 600	391,600			
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379,000	391, 800			
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392,000			
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			
	91	246, 900	294, 100	341,600	380, 300	392, 600			
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800			
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000			
	94		294, 900	342, 600	381, 500				
	95		295, 200	343, 100	381, 900				
	96		295, 600	343, 500	382, 300				
	97 98		295, 800	343, 700 344, 100	382, 600 383, 100				
	99		296, 100 296, 500	344, 500	383, 500				
	100		296, 900	344, 800	383, 900				
	101		297, 100	345, 100	384, 200				
	102		297, 400	345, 500	001, 200				
	103		297, 800	345, 900					
	104		298, 100	346, 300					
	105		298, 300	346, 800					
	106		298,600	347, 200					
	107		299,000	347,600					
	108		299, 300	348,000					
	109		299, 500	348, 500					
	110		299, 900	348, 900					
	111		300, 300	349, 200					
	112		300,600	349, 500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301, 300						
	116		301,700						
	117		301, 900						
	118		302, 100						
	119		302, 400						
	120		302, 700						
	121		303, 100						
	122		303, 300						
	123		303, 600						
	124		303, 900						

		改	正	前			
81 2	240, 800 290, 900	337, 300	375, 900	390,000	409, 200		
82 2	241, 500 291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83 2	242, 200 291, 500	338, 300	377, 000	390,600	409,800		
84 2	242, 900 291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410,000		
85 2	243, 500 292, 100	339, 100	377, 700	391,000	410, 200		
86 2	244, 200 292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
87 2	244, 900 292, 700	340,000	378, 600	391, 600			
88 2	245, 600 293, 100	340, 400	379,000	391, 800			
89 2	246, 100 293, 400	340, 700	379, 400	392, 000			
90 2	246, 600 293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			
	246, 900 294, 100	341,600	380, 300	392, 600			
	247, 300 294, 500	342,000	380, 700	392, 800			
	247, 600 294, 700	342, 200	381,000	393, 000			
94	294, 900	342, 600	381, 500				
95	295, 200	343, 100	381, 900				
96	295, 600	343, 500	382, 300				
97	295, 800	343, 700	382, 600				
98	296, 100	344, 100	383, 100				
99	296, 500	344, 500	383, 500				
100	296, 900	344, 800	383, 900				
101	297, 100	345, 100	384, 200				
103	297, 400 297, 800	345, 500 345, 900					
104	297, 800	346, 300					
105	298, 300	346, 800					
106	298, 600						
107	299, 000	347, 600					
108	299, 300	348, 000					
109	299, 500						
110	299, 900	348, 900					
111	300, 300	349, 200					
112	300,600	349, 500					
113	300, 800	350,000					
114	301,000						
115	301, 300						
116	301,700						
117	301,900						
118	302, 100						
119	302, 400						
120	302, 700						
121	303, 100						
122	303, 300						
123	303,600						
124	303, 900						

第1条の規定による改正案

	125		304, 200						
再任									
用職		187, 700	215, 200	255, 200	274,600	289, 700	315, 100	356,800	389, 900
員等									

備考 この表は、別表第2及び別表第3の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

技能労務職給料表

職員の区	職務 の級	1級	2級	3級	4 級	5 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再		円	円	円	円	円
任	1	136, 200	187, 400	208, 500	254, 100	281,000
用	2	137, 100	188, 700	209, 700	255, 300	282, 900
職	3	138, 100	190, 100	211, 100	256, 300	284, 500
員	4	139,000	191, 300	212, 300	257, 400	286, 200
等	5	140,000	192, 300	213,600	258, 300	287, 900
以	6	141,000	193, 800	215,000	259, 300	289, 400
外	7	142,000	195, 200	216, 400	260, 400	290, 600
\mathcal{O}	8	143,000	196, 500	217, 800	261, 300	291, 800
職	9	143, 800	197, 900	219, 100	262, 200	293, 300
員	10	144, 800	198, 900	220, 700	262, 900	295, 100
	11	145, 800	200, 200	222, 300	263,800	296, 800
	12	146, 900	201, 200	223, 700	264, 700	298, 600
	13	147, 700	202, 400	224, 900	265, 700	300,000
	14	148, 700	203, 500	226, 400	266, 700	301, 700
	15	149, 800	204, 600	227, 900	267,600	303, 300
	16	150, 800	205, 700	229, 200	268, 500	304, 800
	17	151, 900	206, 600	230,000	269, 400	306, 300
	18	153, 300	207, 700	230, 700	270, 500	307, 900
	19	154, 500	208, 700	231,600	271,500	309, 500
	20	155, 700	209, 700	232, 600	272, 300	311, 200
	21	156, 800	210,600	233, 200	273, 200	312, 200
	22	158,000	211, 700	234, 700	274, 100	313, 600
	23	159, 200	212, 800	236, 000	275, 100	315,000
	24	160, 400	213, 700	237,000	275, 900	316, 500
	25	161, 500	214,600	238, 300	276, 500	317, 600
	26	163, 000	215, 500	239, 500	277, 300	319, 100
	27	164, 500	216, 200	240,800	278, 200	320, 500
	28	166, 000	217, 100	242,000	279, 100	321, 900
	29	167, 400	217, 900	242, 800	280,000	323, 500
	30	168, 800	219, 100	244, 000	281, 100	324, 700
	31	170, 300	220, 100	245, 200	282, 100	326, 000
	32	171,800	220, 900	246, 300	283, 100	327, 200
	33	173, 100	221, 500	247, 400	283,800	328, 300
	34	174, 800	222, 500	248, 400	284, 700	329, 200

改 正 前

	125		304, 200							
再任										
用職		187, 700	215, 200	255, 200	274,600	289, 700	315, 100	356,800	389, 900	
員等										

備考 この表は、別表第2及び別表第3の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員 の区	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再		円	円	円	円	円
任	1	132, 300	183, 600	205, 200	251, 500	280,000
用	2	133, 200	185, 100	206, 400	252, 700	281,900
職	3	134, 200	186, 600	207, 800	253, 800	283, 500
員	4	135, 100	188, 000	209, 100	254, 900	285, 200
等	5	136, 100	189, 200	210, 400	255, 800	287,000
以	6	137, 100	190, 700	211,800	257, 000	288, 600
外	7	138, 100	192, 100	213, 200	258, 100	290, 200
\mathcal{O}	8	139, 100	193, 400	214, 600	259, 300	291, 800
職	9	139, 900	194, 800	215, 900	260, 400	293, 300
員	10	140, 900	195, 800	217, 500	261, 200	295, 100
	11	141,900	197, 100	219, 100	262, 400	296, 800
	12	143,000	198, 200	220, 500	263, 600	298,600
	13	143,800	199, 400	221, 700	264, 600	300,000
	14	144, 800	200, 500	223, 200	265, 600	301, 700
	15	145,800	201,600	224, 700	266, 500	303, 300
	16	146,800	202, 700	226, 000	267, 400	304, 800
	17	147, 900	203, 600	226, 900	268, 400	306, 300
	18	149, 200	204, 700	227,600	269, 500	307, 900
	19	150, 400	205, 700	228, 500	270, 500	309, 500
	20	151,600	206, 700	229, 500	271, 300	311, 200
	21	152, 700	207, 600	230, 300	272, 300	312, 200
	22	153, 900	208, 700	231, 800	273, 200	313,600
	23	155, 100	209, 800	233, 100	274, 200	315,000
	24	156, 300	210,800	234, 200	275, 000	316, 500
	25	157, 400	211, 700	235, 600	275, 800	317,600
	26	158, 900	212,600	236, 900	276, 900	319, 100
	27	160, 400	213, 300	238, 200	278, 000	320, 500
	28	161,900	214, 200	239, 500	279, 100	321, 900
	29	163, 300	215, 100	240, 300	280, 000	323, 500
	30	164, 700	216, 300	241, 500	281, 100	324, 700
	31	166, 200	217, 300	242, 800	282, 100	326, 000
	32	167, 700	218, 200	243, 900	283, 100	327, 200
	33	169, 100	218, 800	245, 000	283, 800	328, 300
	34	170, 900	220,000	246, 200	284, 700	329, 200

			Ş	第1条の規	定による	改正案	
	35	176, 500	223, 600	249, 500	285,600	330, 300	
	36	178, 200	224, 700	250, 500	286, 700	331, 400	
	37	179, 900	225, 200	251,600	287, 300	332, 500	
	38	181, 300	226, 300	252, 500	288, 200	333, 600	
	39	183, 000	227, 400	253, 500	289, 100	334, 600	
	40	184, 500	228, 400	254, 500	290,000	335, 600	
	41	185, 800	229, 200	255, 500	290,600	336, 600	
	42	187, 200	230, 200	256, 700	291,600	337, 600	
	43	188, 500	231, 200	257, 600	292,600	338, 600	
	44	189, 900	232, 100	258, 900	293, 500	339, 600	
	45	191, 400	233, 000	259, 600	294, 200	340, 500	
	46	192, 700	233, 900	260, 600	295, 100	341, 500	
	47	194, 100	234, 700	261, 700	296,000	342, 500	
	48	195, 500	235, 400	262, 600	296, 900	343, 500	
	49	196, 800	236, 300	263, 700	297, 600	344, 400	
	50	197, 900	237, 300	264, 700	298, 200	345, 300	
	51	199, 000	238, 300	265, 800	298, 900	346, 200	
	52	200, 200	239, 300	266, 500	299, 700	347, 000	
	53	201, 300	240, 300	267, 200	300, 300	347, 800	
	54 55	202, 400 203, 300	241, 300	268, 000 269, 000	301, 100 301, 800	348, 600 349, 400	
	56	203, 300	242, 000 242, 700	270,000	302, 500	350, 100	
	57	204, 400	243, 500	270, 800	303, 200	350, 800	
	58	206, 400	244, 400	271, 800	303, 200	351, 600	
	59	207, 400	245, 300	272, 900	304, 700	352, 400	
	60	208, 400		273, 900		353, 100	
	61	209, 500	246, 800	274, 900	306,000	353, 800	
	62	210, 400	247, 600	276, 000	306, 700	354, 500	
	63	211, 300	248, 500	276, 800	307, 400	355, 200	
	64	212, 200	249, 200	277, 900	308, 100	355, 900	
	65	212, 800	250,000	278, 700	308,600	356, 500	
	66	213,600	250,600	279, 500	309, 100	357, 000	
	67	214, 300	251, 300	280, 300	309, 700	357, 500	
	68	215,000	251,800	281, 100	310, 300	358, 000	
	69	215, 400	252, 500	281,700	310,900	358, 400	
	70	215, 800	253, 100	282, 500	311, 300		
	71	216, 100	253, 500	283, 300	311,800		
	72	216, 400	253, 900	284, 000	312, 300		
	73	216, 600	254, 100	284, 800	312,600		
	74	217, 000	254, 500	285, 500	313, 100		
	75	217, 400	255, 000	286, 300	313, 600		
	76 77	218, 000	255, 500	287, 100	314, 000		
		218, 200	255, 800	287, 700	314, 200		
	78	218, 700	256, 200	288, 200	314, 500		

35 172,700 221,100 247,300 285,600 330,300 36 174,500 222,300 248,500 286,700 331,400 37 176,200 222,800 249,800 287,300 332,500 38 177,900 223,900 250,800 288,200 333,600 39 179,600 225,100 252,100 289,100 334,600 40 181,300 226,100 253,400 290,000 335,600	
37 176, 200 222, 800 249, 800 287, 300 332, 500 38 177, 900 223, 900 250, 800 288, 200 333, 600 39 179, 600 225, 100 252, 100 289, 100 334, 600	
38 177, 900 223, 900 250, 800 288, 200 333, 600 39 179, 600 225, 100 252, 100 289, 100 334, 600	
39 179, 600 225, 100 252, 100 289, 100 334, 600	
40 181, 300 226, 100 253, 400 290, 000 335, 600	
41 182, 800 226, 900 254, 400 290, 600 336, 600	
42 184, 200 228, 100 255, 600 291, 600 337, 600	
43 185, 500 229, 100 256, 500 292, 600 338, 600	
44 186, 900 230, 200 257, 800 293, 500 339, 600	
45 188, 400 231, 300 258, 600 294, 200 340, 500	
46 189, 700 232, 200 259, 600 295, 100 341, 500	
47 191, 100 233, 300 260, 700 296, 000 342, 500	
48 192, 500 234, 300 261, 600 296, 900 343, 500	
49 193, 800 235, 300 262, 800 297, 600 344, 400	
50 194, 900 236, 300 263, 800 298, 200 345, 300	
51 196,000 237,300 264,900 298,900 346,200	
52 197, 200 238, 300 265, 600 299, 700 347, 000	
53 198, 300 239, 400 266, 500 300, 300 347, 800	
54 199, 400 240, 400 267, 600 301, 100 348, 600	
55 200, 300 241, 100 268, 800 301, 800 349, 400	
56 201, 400 241, 800 270, 000 302, 500 350, 100	
57 202, 500 242, 700 270, 800 303, 200 350, 800	
58 203, 500 243, 600 271, 800 303, 900 351, 600	
59 204, 500 244, 500 272, 900 304, 700 352, 400	
60 205, 500 245, 200 273, 900 305, 400 353, 100	
61 206, 600 246, 000 274, 900 306, 000 353, 800	
62 207, 500 246, 900 276, 000 306, 700 354, 500	
63 208, 400 247, 800 276, 800 307, 400 355, 200	
64 209, 300 248, 700 277, 900 308, 100 355, 900	
65 210,000 249,500 278,700 308,600 356,500	
66 210, 800 250, 300 279, 500 309, 100 357, 000 67 211, 500 251, 100 280, 300 309, 700 357, 500	
67 211, 500 251, 100 280, 300 309, 700 357, 500 68 212, 300 251, 800 281, 100 310, 300 358, 000	
69 212, 700 252, 500 281, 700 310, 900 358, 400	
70 213, 300 253, 100 282, 500 311, 300	
71 213, 600 253, 500 283, 300 311, 800	
72 214,000 253,900 284,000 312,300	
73 214, 200 254, 100 284, 800 312, 300	
74 214, 600 254, 500 285, 500 313, 100	
75 215, 100 255, 000 286, 300 313, 600	
76 215, 700 255, 500 287, 100 314, 000	
77 215, 900 255, 800 287, 700 314, 200	
78 216, 600 256, 200 288, 200 314, 500	

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第1条の規	定による	改正案		
7	79	219, 100	256, 700	288, 700	314, 800			
	30	219, 500	257, 200	289, 100	315, 100			
8	31	220,000	257, 500	289, 500	315, 400			
8	32	220, 300	257, 800	289, 900	315, 700			
8	33	220,600	258, 100	290, 400	316,000			
8	34	221,000	258, 400	290, 900	316, 300			
8	35	221, 500	258, 600	291, 300	316, 500			
8	36	221, 900	258, 800	291, 900	316, 900			
8	37	222, 300	259, 100	292, 500	317, 200			
8	38	223,000	259, 400	293, 100	317, 400			
8	39	223, 400	259, 600	293, 400	317,600			
9	90	223, 900	259, 800	293, 900	317, 900			
9	91	224, 400	260, 200	294, 400	318, 200			
9	92	224, 800	260, 400	294, 800	318, 500			
9	93	225, 100	260, 700	295, 200	318, 700			
9	94	225, 500	261, 100	295, 700	319,000			
9	95	225, 900	261, 400	296, 200	319, 300			
9	96	226, 200	261, 700	296, 700	319, 500			
9	97	226, 500	261, 900	297, 000	319, 700			
9	98	226, 900	262, 200	297, 400	320,000			
	99	227, 300	262, 400	297, 900	320, 300			
	00	227, 700	262, 700	298, 400	320, 500			
	01	228, 100	263, 000	298, 800	320, 700			
	02	228, 500	263, 200	299, 200				
	03	228, 900	263, 500	299, 500				
	04		263, 800					
	05	229, 700	264, 000	300, 100				
	06	230, 200	264, 200	300, 500				
	07	230, 500	264, 500	300, 900				
	08	230, 900	264, 700	301, 300				
	09	231, 100 231, 500	265, 000 265, 300	301, 600 302, 000				
	10 11	231, 500	265, 600	302, 000				
	12	232, 400	265, 800	302, 400				
	13	232, 400	266, 000	302, 700				
		232, 000	266, 300	303, 200				
	15	233, 600	266, 500	303, 500				
	16	234, 100	266, 700	303, 700				
	17	234, 400	267, 000	303, 900				
	18	234, 800	267, 300	304, 200				
	19	235, 200	267, 600	304, 500				
	20	235, 600	267, 900	304, 700				
	21	236, 000	268, 100	304, 900				
	22	-	268, 300	305, 200				

		Ę.	攵	正	前	
79	217, 100	256, 700	288, 700	314, 800		
80	217,600	257, 200	289, 100	315, 100		
81	218, 300	257, 500	289, 500	315, 400		
82	218,600	257, 800	289, 900	315, 700		
83	219, 200	258, 100	290, 400	316, 000		
84	219, 900	258, 400	290, 900	316, 300		
85	220, 500	258, 600	291, 300	316, 500		
86	220, 900	258, 800	291, 900	316, 900		
87	221, 300	259, 100	292, 500	317, 200		
88	222,000	259, 400	293, 100	317, 400		
89	222, 500	259, 600	293, 400	317, 600		
90	223,000	259, 800	293, 900	317, 900		
91	223, 500	260, 200	294, 400	318, 200		
92	223, 900	260, 400	294, 800	318, 500		
93	224, 300	260, 700	295, 200	318, 700		
94	224, 700	261, 100	295, 700	319,000		
95	225, 100	261, 400	296, 200	319, 300		
96	225, 400	261, 700	296, 700	319, 500		
97	225, 700	261, 900	297, 000	319, 700		
98	226, 200	262, 200	297, 400	320, 000		
99	226, 700	262, 400	297, 900	320, 300		
100	227, 200	262, 700	298, 400	320, 500		
101	227,600	263, 000	298, 800	320, 700		
102	228, 100	263, 200	299, 200			
103	228, 700	263, 500	299, 500			
104	229, 300	263, 800	299, 800			
105	229, 700	264, 000	300, 100			
106	230, 200	264, 200	300, 500			
107	230, 500	264, 500	300, 900			
108	230, 900	264, 700	301, 300			
109	231, 100	265,000	301,600			
110	231, 500	265, 300	302, 000			
111	232, 000	265, 600	302, 400			
112	232, 400	265, 800	302, 700			
113	232, 600	266, 000	302, 900			
114	233, 100	266, 300	303, 200			
115	233, 600	266, 500	303, 500			
116	234, 100	266, 700	303, 700			
117	234, 400	267, 000	303, 900			
118	234, 800	267, 300	304, 200			
119	235, 200	267, 600	304, 500			
120	235, 600	267, 900	304, 700			
121	236,000	268, 100	304, 900			
122		268, 300	305, 200			

第1条の規定による改正案

	123		268,600	305, 500		
	124		268, 900	305, 700		
	125		269, 100	305, 900		
	126		269, 300	306, 200		
	127		269,600	306, 500		
	128		269, 900	306, 700		
	129		270, 100	306, 900		
	130		270, 300	307, 200		
	131		270,600	307, 500		
	132		270, 900	307, 700		
	133		271, 100	307, 900		
	134		271, 300			
	135		271,600			
	136		271, 900			
	137		272, 100			
再任						
用職		193, 600	204, 700	223, 200	244, 000	274, 700
員等						

備考 この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理 人、用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ず る業務に従事する職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表

職員の区	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
分分		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再		円	円	円	円	円
任	1	253, 600	338, 400	400, 400	471,700	566, 500
用	2	256, 100	341, 400	403, 300	474,000	569, 600
職	3	258, 600	344, 200	405, 900	476, 200	572, 700
員	4	261, 100	347, 100	408,600	478, 500	575, 800
等	5	263, 300	349, 800	411,000	480, 700	578, 700
以	6	267, 100	352, 800	413, 300	482, 900	581, 100
外	7	270, 900	355, 900	415, 400	485, 100	583, 500
\mathcal{O}	8	274, 700	358, 700	417, 300	487, 300	585, 900
職	9	278, 300	361, 100	419, 500	489, 300	588, 100
員	10	282, 300	363, 700	422, 200	491, 400	589,600
	11	286, 300	366, 400	424, 800	493, 500	591, 100
	12	290, 300	369, 200	427, 500	495, 600	592,600
	13	294, 000	372, 100	429, 900	497, 700	594, 100
	14	298, 000	375, 600	432, 400	499, 800	595, 200
	15	301, 900	378, 600	434, 800	501, 900	596, 300
	16	305, 700	382, 200	437, 300	504,000	597, 200
	17	309, 300	385, 600	439, 300	506, 100	598, 400
	18	312, 800	388, 300	441,700	508, 100	599, 400

				Ş	攵	正	前
		123		268, 600	305, 500		
		124		268, 900	305, 700		
		125		269, 100	305, 900		
		126		269, 300	306, 200		
		127		269,600	306, 500		
		128		269, 900	306, 700		
		129		270, 100	306, 900		
		130		270, 300	307, 200		
		131		270,600	307, 500		
		132		270, 900	307, 700		
		133		271, 100	307, 900		
		134		271, 300			
		135		271,600			
		136		271, 900			
		137		272, 100			
	再職員等		193, 600	204, 700	223, 200	244, 000	274, 700

備考 この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理 人、用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ず る業務に従事する職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表

職員の区	職務 の級	1級	2級	3 級	4 級	5級
分分		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再		円	円	円	円	円
任	1	249, 800	335, 000	399,000	471, 700	566, 500
用	2	252, 300	338, 000	401,900	474,000	569,600
職	3	254, 800	340, 900	404, 500	476, 200	572, 700
員	4	257, 300	343, 800	407, 200	478, 500	575, 800
等	5	259, 500	346, 500	409,800	480, 700	578, 700
以	6	263, 300	349, 700	412, 200	482, 900	581, 100
外	7	267, 100	352, 800	414, 900	485, 100	583, 500
\mathcal{O}	8	270, 900	355, 900	417, 300	487, 300	585, 900
職	9	274, 500	358, 700	419, 500	489, 300	588, 100
員	10	278, 500	361, 400	422, 200	491, 400	589, 600
	11	282, 500	364, 500	424, 800	493, 500	591, 100
	12	286, 500	367, 700	427, 500	495, 600	592,600
	13	290, 300	370, 600	429, 900	497, 700	594, 100
	14	294, 300	374, 100	432, 400	499, 800	595, 200
	15	298, 200	377, 100	434, 800	501, 900	596, 300
	16	302, 100	380, 700	437, 300	504,000	597, 200
	17	305, 800	384, 300	439, 300	506, 100	598, 400
	18	309, 400	387, 000	441,700	508, 100	599, 400

			S	第1条の規	定による	改正案	
	19	316, 300	390, 800	444,000	510, 100	600, 400	
	20	319, 800	393, 400	446, 400	512, 100	601, 400	
	21	323, 400	396, 100	447, 900	513, 900	602, 400	
	22	327, 100	398, 300	450, 300	515, 700		
	23	330, 500	400, 200	452,600	517,600		
	24	333, 800	401,800	454, 900	519, 500		
	25	337, 300	403, 800	456, 900	521, 200		
	26	339, 800	406, 100	459, 200	523, 000		
	27	342, 400	408, 300	461, 400	524, 800		
	28	344, 700	410,600	463, 700	526, 600		
	29	347, 100	412, 900	465, 800	528, 200		
	30	348, 900	415, 000	468, 100	530, 000		
	31	350, 700	417, 000	470, 400	531, 800		
	32	352, 700	419, 100	472, 600	533, 600		
	33	354, 900	421, 000	474, 600	535, 200		
	34	357, 200	422, 800	476, 700	537, 000		
	35	359, 300	424, 600	478, 800	538, 700		
	36	361, 600	426, 600	480, 900	540, 500		
	37	363, 700	428, 500	483, 000	542, 100 542, 700		
	38 39	366, 100 368, 300	430, 500 432, 400	484, 800 486, 600	543, 700 545, 100		
	39 40	370, 300	434, 400	488, 400	546, 700		
	41	372, 500	436, 200	490, 100	548, 200		
	42	373, 500	438, 000	491, 900	549, 600		
	43	374, 300	439, 700	493, 700	551, 000		
	44	375, 000	441, 500	495, 500			
	45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500		
	46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500		
	47	379, 100	446, 900	500,600	555, 500		
	48	380,600	448,600	502, 400	556, 500		
	49	381, 700	450, 400	504,000	557, 500		
	50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400		
	51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300		
	52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200		
	53	385, 400	457, 600	508, 900	561,000		
	54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900		
	55	387, 000	460,000	511, 500	562, 800		
	56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700		
	57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600		
	58 5 8	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500		
	59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400		
	60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100		
	61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000		
	62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900		

		7	攵	正	前	
19	312, 900	389, 500	444,000	510, 100	600, 400	
20	316, 500	392, 100	446, 400	512, 100	601, 400	
21	320, 100	394, 900	447,900	513, 900	602, 400	
22	323, 800	397, 200	450, 300	515, 700		
23	327, 300	399, 700	452,600	517, 600		
24	330, 600	401,800	454, 900	519, 500		
25	334, 100	403, 800	456, 900	521, 200		
26	336, 800	406, 100	459, 200	523,000		
27	339, 400	408, 300	461, 400	524, 800		
28	342,000	410,600	463, 700	526,600		
29	344, 800	412, 900	465, 800	528, 200		
30	346, 700	415,000	468, 100	530,000		
31	348, 900	417,000	470, 400	531, 800		
32	351, 300	419, 100	472,600	533, 600		
33	353, 500	421,000	474,600	535, 200		
34	355, 800	422, 800	476, 700	537,000		
35	357, 900	424, 600	478, 800	538, 700		
36	360, 200	426, 600	480, 900	540, 500		
37	362, 400	428, 500	483,000	542, 100		
38	364, 800	430, 500	484, 800	543, 700		
39	367, 000	432, 400	486, 600	545, 100		
40	369, 000	434, 400	488, 400	546, 700		
41	371, 300	436, 200	490, 100	548, 200		
42	372, 500	438, 000	491, 900	549, 600		
43	373, 900	439, 700	493, 700	551, 000		
44	375, 000		495, 500	•		
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500		
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500		
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500		
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500		
49	381, 700	450, 400	504,000	557, 500		
50	382, 700 383, 700	452, 100 453, 900	505, 300 506, 600	558, 400 559, 300		
51	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200		
52	384, 500	455, 700 457, 600	507, 900	561, 000		
54	386, 300	457, 800	510, 200	561, 900		
55	387, 000	460, 000	510, 200	562, 800		
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700		
57	388, 600	461, 200	513, 800	564, 600		
58	389, 500	463, 400	514,600	565, 500		
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400		
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100		
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000		
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900		

		5 5	第1条の規	定による	改正案	
65	3 392, 500	467, 600	518, 800	569, 800		
64	4 393,000	468, 300	519,600	570, 700		
68	5 393, 300	469, 000	520, 500	571,600		
66	6	469, 700	521, 400			
67	7	470, 400	522, 100			
68	3	471,000	523, 000			
69	9	471, 300	523, 900			
70	0	472,000	524, 700			
7	1	472, 700	525, 600			
72	2	473, 400	526, 500			
73	3	473, 800	527, 300			
74	4	474, 400	528, 200			
75	5	475, 100	529, 100			
76	6	475, 800	529, 800			
77	7	476, 200	530, 600			
78	3	476, 800	531, 500			
79	9	477, 400	532, 400			
80	0	477, 900	533, 300			
83	1	478, 500	534, 100			
82	2	479,000	535, 000			
83	3	479, 500	535, 900			
84	4	480,000	536, 800			
8	5	480, 400	537, 600			
86	6	481,000	538, 500			
87	7	481, 400	539, 400			
88		481, 900	540, 300			
89		482, 400	541, 100			
90		483, 000				
9:		483, 600				
92		484, 000				
93		484, 500				
94		485, 100				
98		485, 700				
96		486, 300				
97	7	486, 800				
再任 用職 員等	296, 200	338, 600	393, 000	466, 000	565, 900	

			<u></u>	女 	正	前	
	63	392, 500	467, 600	518,800	569, 800		
	64	393, 000	468, 300	519,600	570, 700		
	65	393, 300	469,000	520, 500	571,600		
	66		469, 700	521, 400			
	67		470, 400	522, 100			
	68		471,000	523,000			
	69		471, 300	523, 900			
	70		472,000	524, 700			
	71		472, 700	525,600			
	72		473, 400	526, 500			
	73		473, 800	527, 300			
	74		474, 400	528, 200			
	75		475, 100	529, 100			
	76		475, 800	529,800			
	77		476, 200	530,600			
	78		476,800	531, 500			
	79		477, 400	532, 400			
	80		477, 900	533, 300			
	81		478, 500	534, 100			
	82		479,000	535,000			
	83		479, 500	535, 900			
	84		480,000	536,800			
	85		480, 400	537,600			
	86		481,000	538, 500			
	87		481, 400	539, 400			
	88		481, 900	540,300			
	89		482, 400	541, 100			
	90		483,000				
	91		483,600				
	92		484,000				
	93		484, 500				
	94		485, 100				
	95		485, 700				
	96		486, 300				
	97		486, 800				
再任 用職 員等		296, 200	338, 600	393, 000	466,000	565, 900)